

参考資料 1 千葉県袖ヶ浦福祉センター及び千葉県社会福祉事業団の概要

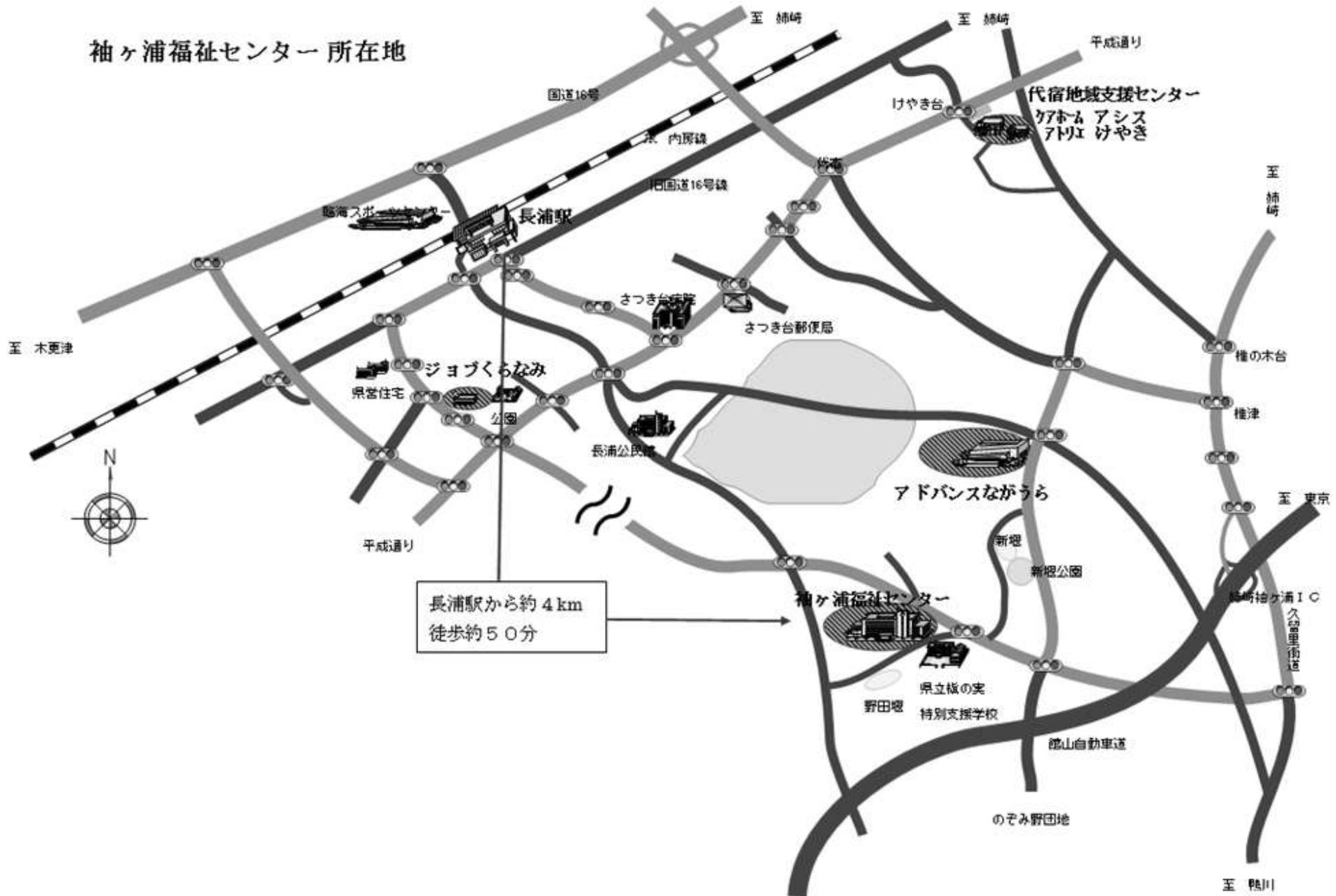
1 千葉県袖ヶ浦福祉センターについて

- (1) 所在地 袖ヶ浦市蔵波 3 1 0 8 番の 1
- (2) 面積 敷地面積 79, 758 m² 建物延床面積 30, 259 m²
- (3) 開設 昭和 4 1 年 7 月
- (4) 施設種別
 - ア 障害者支援施設（更生園）【定員 9 0 名、短期入所有り（空床型 1 0 名）】
知的障害者に対して、入所・排泄・食事の介護等を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供する。（根拠法：障害者総合支援法第 5 条第 1 2 項）
 - イ 福祉型障害児入所施設（養育園）【定員 8 0 名、短期入所有り（空床型 4 名）】
知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。（根拠法：児童福祉法第 4 2 条）（昭和 4 2 年 4 月～）
他に、診療室（診療科目：内科、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科）があり、両園の入所者に対する医療的支援のほか、障害のある人への医療サービスを行っている。
- (5) 管理運営 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
 - ア 平成 1 7 年度まで管理運営委託
 - イ 地方自治法の改正により平成 1 8 年度から指定管理者制度導入
第 1 期：平成 1 8 年度～平成 2 2 年度
第 2 期：平成 2 3 年度～平成 2 7 年度
（いずれも公募により選定、応募 1 法人）

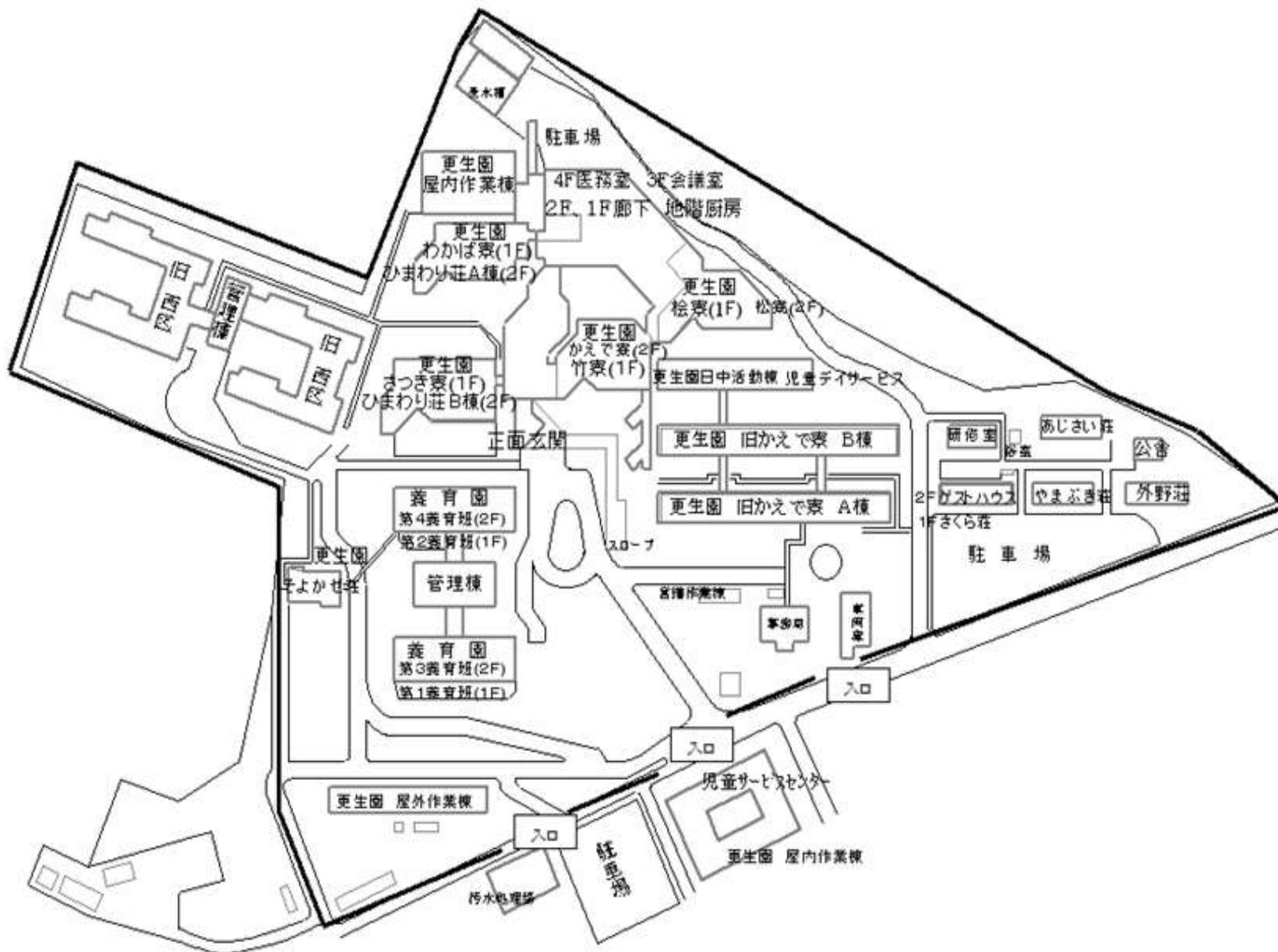
2 千葉県社会福祉事業団について

- (1) 設立年月 昭和 4 1 年 7 月
- (2) 指定管理業務（袖ヶ浦福祉センター）
 - ・ 1 のとおり
- (3) 指定管理業務以外の自主事業
 - ・ 障害者支援施設「アドバンスながうら」（定員：入所 8 0 名、通所 5 0 名）
⇒土地及び建物を千葉県から事業団に無償貸与
 - ・ グループホーム 1 3 か所（定員 5 5 名）
 - ・ 児童デイサービス 1 か所（定員 1 0 名）
 - ・ 共同生活介護事業所「ケアホームアシス」（定員 2 0 名）、生活介護事業所「アトリエけやき」（定員 3 0 名）
- (4) 職員数（平成 2 6 年 6 月 1 日現在）
3 3 6 名（正規 2 1 3 名、非正規 1 2 3 名）

袖ヶ浦福祉センター所在地



袖ヶ浦福祉センター エリア配置図〔居室部分(各寮)はゴシック表記〕



参考資料2 千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園及び更生園並びにアドバンスながうらの概要並びに虐待又はその疑義の状況について

平成26年8月7日現在

施設名	入所者 (H26.6.1現在)		職員数 26.6.1現在	虐待又はその疑義の状況 <●:(暴行(身体的虐待))、◆:その他の虐待、△:疑義>		
				今般の一連の立入検査関係	その他事故報告書関係 (※数字は年度。Hは平成)	
養育園	1寮	20名	重度で病虚弱・厚介護を要する男子児童	14名	●1名(G)(H25)蹴る △1名(E)(H24)げんこつ	
	2寮	13名	行動障害、自閉的傾向を有する男子児童	13名	●5名(A~E)(H23~25)殴る、蹴る等 ●1名(G)(H23)強引に外に引きずり出す △3名(F、H、I)(H23)首を絞める、殴る、蹴る等	●1名(K)(H19)引っ掻き △1名(F)(H23)火傷
	3寮	16名	支援の困難な重度児童・ADHD・触法行為等を有する女子児童	15名		
	4寮	14名	支援の困難な重度児童・ADHD・触法行為等を有する男子児童	8名		●1名(N)(H17)胸を突く、蹴る、突き倒す
	5寮 (さくら荘)	8名	中軽度児童で、将来地域生活移行を希望する男子児童	7名		
	計	71名		57名	※このほか、事務員(2)、支援員(1)、看護師(1)、栄養士(1)、用務員(1)の計6名を加えると、合計63名となる。 (育休・産後休暇は除く。)	

※表記のアルファベット記号は身体的虐待(暴行)に付している。

施設名		入所者 (H26.6.1現在)		職員数 26.6.1現在	虐待又はその疑義の状況 <●:(暴行(身体的虐待))、◆:その他の虐待、△:疑義>		
					今般の一連の立入検査関係	その他事故報告書関係 (※数字は年度。Hは平成)	
更生園	第1支援グループ	1班 (松寮)	13名	60名			
		2班 (竹寮)	10名				介護度が高く、病虚弱等特別な健康管理を必要とする 男性(1班)、女性(2班)
		3班 (松寮)	13名				
		4班 (楓寮)	12名				主にこだわりのある自閉症等の男性
	第2支援グループ	1班 (そよかぜ荘)	3名	66名	△1名(J)(H20、22)ビンタ、首に肘打ち		
		2班 (さつき寮)	9名				主に強度行動障害を有する男性
		3班 (ひまわり荘)	17名				
		4班 (わかば寮)	11名				行動障害を有する男性
計	88名	126名 ※(育休・産後休暇は除く。)					
アドバンス ながうら	浜風寮	20名	51名	◆1名(G)(H25)暴言 △1名(I)(H25)腹を殴る			
	汐風寮	31名				障害が比較的軽度で、日中は主に就労移行支援を受けている男性	
	若潮寮	11名				障害の程度に応じ、日中は生活介護や就労移行支援を受けている女性	

虐待(暴行)確認者等数 (平成26年8月7日現在) ※ 平成16年度から平成25年度までの過去10年間	虐待(暴行)確認者数:11人(A~E、G、J~N)[被虐待(暴行)者数17人] 性的虐待確認者数:2人[被虐待者数2人] 心理的虐待確認者数:3人[被虐待者数4人] 性的、心理的虐待を含め虐待確認者数 計15人(延16人) 虐待疑義者数:3人(F、H、I)
---	--

参考資料3 千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける過去10年間（平成16年度から平成25年度まで）の虐待事例

〔 今回の一連の立入検査で確認された5人の暴行を除く 〕

年度	虐待類型	日時	施設	行為者(当時)	概要
25	身体的虐待(暴行)	4/23	更生園第2	30代男性(J)	作業指示に利用者が応じなかった際、利用者の首に手をかけ、引っ掻き傷を負わせた。
25	身体的虐待(暴行)	夏頃	養育園第1寮	40代男性(G)	他の利用者に絡む利用者が注意に応じなかった際、蹴った。
25	心理的虐待(暴言)	6/17	アドバンスながうら	40代男性(G)	早朝、帰省から戻った利用者及びその場に居合わせた日中一時支援の利用者が扉をノックしたことに対して、暴言を吐いた。
23	身体的虐待(暴行)	H24 3月頃	養育園第2寮	40代男性(G)	外出の誘導に利用者が応じなかった際、強引に引っ張って外に引きずり出した。
23	身体的虐待(暴行)	H24 3/21	更生園第2	40代男性(N)	利用者を床に横にし、両足を長椅子の上に乗せて抑えた。
22	心理的虐待(暴言)	11/22	更生園第2	20代女性	利用者の頭を押しながら、威圧的言動を行った。
21	心理的虐待(威嚇)	4/22	更生園第2	50代男性	利用者が職員に他害行為を行った際、過剰に反応し、拳を顔に突き出し利用者を威嚇した。
21	身体的虐待(暴行)	9/11	更生園第2	40代男性(M)	利用者の両足を持って引きずった後、エビ固めを行った。
19	身体的虐待(暴行)	4/6	養育園第2寮	50代男性(K)	利用者が職員に他害行為を行った際、過剰に反応し、首に傷痕が残るくらい、複数回、手で引っ掻いた。
19	身体的虐待(暴行)	9/17	更生園第1	50代男性(L)	トイレの中にいる利用者に対し、モップを使って出るように促し、その際、利用者の右額に擦過傷を負わせた。
18	性的虐待	H18 11月上旬	更生園第2	50代男性	入浴支援の際、男性利用者に対し、性的嫌がらせ行為を行った。
18	性的虐待	H18 12月上旬	更生園第2	50代男性	入浴支援の際、男性利用者に対し、性的嫌がらせ行為を行った。
18	身体的虐待(暴行)	H19 1月上旬	更生園第2	40代男性(M)	興奮する利用者をソファーに座らせ落ち着かせようとした際、太ももを踵で複数回蹴った。
17	身体的虐待(暴行)	11/20	養育園第4寮	40代男性(N)	作業指示に利用者が応じなかった際、利用者の胸を突く、蹴る、突き倒すといった行為を行った。

注) アルファベット記号は身体的虐待(暴行)に付している。

指定障害者支援施設等に対する行政処分及び勧告について

千葉県障達第3129号
平成25年12月27日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長 近藤敏旦 様

千葉県知事 鈴木栄治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第48条第1項及び第3項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第24条の15第1項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第90号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第87号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があったので、下記のとおり、支援法第50条第1項第2号及び第4号並びに第3項並びに児福法第24条の17第2号及び第4号の規定により指定の一部の効力停止処分を行うとともに、支援法第49条第1項第2号及び第2項第2号並びに児福法第24条の16第1項第2号の規定により勧告する。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第49条第3項及び児福法第24条の16第2項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第49条第4項及び児福法第24条の16第3項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第49条第5項及び児福法第24条の16第4項の規定によりその旨を公示する。

また、本事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ当座の措置として、緊急の行政処分及び勧告を行うが、今後の調査等により、追加の処分や勧告がありうる旨申し添える。

記

1 事業所（施設）名等及び立入検査の実施日

法人名称	社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
事業所(施設)名	千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園
サービスの種類	指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所
立入検査実施日	平成25年12月11日、18日、19日、25日、26日

2 指定の一部の効力停止期間及び内容

当分の間、新規利用者の受入れを停止すること。

3 指定の一部の効力停止処分の理由

立入検査及び調査期日において、法及び基準条例を遵守していないと認められた事項は、次のとおり。

支援施設基準条例第4条第2項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第2項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、児福基準条例第4条第2項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、養育園第2寮の複数の職員が複数の利用者に対し、日常的に、それぞれ暴行（身体的虐待）を行っていたことが確認された。

これらの行為は、著しく利用者の意思及び人格を蹂躪するものであり、各条例に定める当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めていないどころか、それとはかけ離れた不当な行為であり、支援施設基準条例第4条第2項、支援事業基準条例第4条第2項及び児福基準条例第4条第2項の規定に違反することは明白である。

また、支援施設基準条例第4条第3項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第3項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第4条第4項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、千葉県袖ヶ浦福祉センター長（現常務理事兼センター長）、養育園施設長及びサブマネージャー（当時）は、平成23年度に、養育園第2寮における虐

待の目撃情報について相談を受けていたにも関わらず、具体的な対策を採らなかったことが確認された。特に施設長においては、養育園内の一部虐待を確認していたにも関わらず、センター長に対して虐待はなかったと報告するなど、当該施設における虐待防止に対する意識が欠如していると認めざるを得ない。

このこと一つとっても、養育園として虐待防止体制が整備されていなかった、又は全く機能していなかったと断じざるを得ず、支援施設基準条例第4条第3項、支援事業基準条例第4条第3項及び児福基準条例第4条第4項の規定に違反するものである。

これらについては、次に掲げるア及びイに該当し、行政処分の対象となるものである。

ア 障害者（児）の人格を尊重するとともに、障害者（児）等のため忠実にその職務を遂行することができなくなったこと。

【支援法第50条第1項第2号及び第3項並びに児福法第24条の17第2号違反】

イ 基準条例で定める指定施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をすることができなくなったこと。

【支援法第50条第1項第4号及び第3項並びに児福法第24条の17第4号違反】

4 指定の一部の効力停止処分の年月日

平成25年12月27日

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5 勧告事項

上記3のことについて、事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ、次のとおり改善措置をとるよう勧告する。

- (1) 支援施設基準条例第4条第2項、支援事業基準条例第4条第2項及び児福基準条例第4条第2項を遵守し、養育園利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供を実践すること。
- (2) 支援施設基準条例第4条第3項、支援事業基準条例第4条第3項及び児福基準条例第4条第4項を遵守し、養育園利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制を整備すること。

特に、現養育園施設長の下では、当該施設において支援施設基準条例、支援事業基準条例、児福基準条例及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支

援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「虐待防止法」という。)に基づく適正な運営の実施が期待できないことから、当施設長が当該施設の運営に関与しないことを含めた体制の整備を検討すること。

なお、複数の職員が行った暴行行為は、当然に、虐待防止法第2条第7項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待であることを十分に認識し、虐待防止法第15条に基づく虐待の防止等のための万全の措置を講ずること。

- (3) 改善措置をとるに当たっては、理事長等においては、自ら支援現場に出向き、実際に現場で適正な運営や利用者の十分な処遇が確保されているか確認するとともに、職員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているか確認すること。
- (4) 当該施設の適正な運営や利用者の十分な処遇を確保するため、施設における利用者に対するサービスに係る計画の変更や職員の配置換え等を行うに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

6 改善措置期限

平成26年1月28日(火)

7 改善報告書の提出

- (1) 様式4-2の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。
- (2) 改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。
- (3) 改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類(理事会議事録等)を併せて添付すること。
- (4) 改善措置結果報告書の提出期限は、平成26年1月31日(金)とする。
- (5) 前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。

指定障害者支援施設等に対する勧告について

千葉県障達第3376号
平成26年1月24日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長 近藤敏旦 様

千葉県知事 鈴木栄治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第48条第1項及び第3項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第24条の15第1項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第90号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第87号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があったので、下記のとおり、支援法第49条第1項第2号及び第2項第2号並びに児福法第24条の16第1項第2号の規定により勧告する。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第49条第3項及び児福法第24条の16第2項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第49条第4項及び児福法第24条の16第3項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第49条第5項及び児福法第24条の16第4項の規定によりその旨を公示する。

また、本事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ当座の措置として、緊急の勧告を行うが、今後の調査等により、追加の勧告等がありうる旨申し添える。

記

- 1 事業所（施設）名等及び立入検査等の実施日
法人名称 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
事業所(施設)名 ①千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園

	②千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園
サービスの種類	①指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所 ②指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所
立入検査実施日	①平成26年1月8～10日、15～17日、20～24日 ②平成25年12月11日、18～19日、25～26日、平成26年1月3～4日（追加分）

2 基準等違反事項

立入検査及び調査期日において、基準条例を遵守していないと認められた事項は、平成25年12月27日付け千葉県障達第3129号「指定障害者施設等に対する行政処分及び勧告について」（以下、「第1次勧告」という。）の2に掲げる事項のほか、次のとおり。

- (1) 支援施設基準条例第4条第2項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第2項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、更生園第2の職員が利用者に対し、平成25年4月23日に、利用者を制止しようとして過剰に反応し、利用者の首に手をかけ、引っ掻き傷を負わせる暴行を行っていたことが確認された。

これは、著しく利用者の意思及び人格を軽視するものであり、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めるどころか、それとはかけ離れた不当な行為であり、支援施設基準条例第4条第2項及び支援事業基準条例第4条第2項の規定に違反するものである。

- (2) 支援施設基準条例第4条第3項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第3項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、(1)で暴行を行った職員は、平成21年頃から、利用者の他害行動等に対する過剰な対応や爪を切らないこと等についてリーダー等から再三注意を受けており、それにも関わらず、25年4月に暴行に至ったことからすると、更生園において必ずしも個々の職員に対する実効性のある研修等が実施され、虐待防止の体制が整備及び機能してきたと言うことはできない。

これは、支援施設基準条例第4条第3項及び支援事業基準条例第4条第3項の規定に違反するものである。

- (3) 支援施設基準条例第59条第1項では、「指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と、支援事業基準条例第110条第1項において準用する第41条第1項では、「指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

しかるに、更生園第2支援グループ第2支援班リーダーが、リーダー時（平成21年度から23年度まで第1支援班リーダー、平成24年度から25年度まで第2支援班リーダー）、各支援員から報告を受けた事故報告書116件のうち72件（平成25年度分26件（うち1件は暴行）、24年度分32件、23年度分8件、22年度分1件、21年度5件）を自分のところで留め置き、施設長等へ提出していなかったことが確認された。

また、事業団の事故等取扱内規において、利用者や職員の事故は理事長まで報告することになっており、県と事業団との「千葉県袖ヶ浦福祉センターの管理運営に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づく事故取扱内規において、軽易な事故を除き、県に報告することになっているところ、留め置いたものの中には暴行事案などおよそ軽易な事故とは言えないものが含まれており、支援施設基準条例第59条第1項及び支援事業基準条例第41条第1項のほか、協定書に基づく事故取扱内規にも違反するものである。

- (4) 支援施設基準条例第53条第2項では「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と、支援事業基準条例第110条第1項において準用する第75条第2項では「指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されている。

しかるに、更生園第2第3班において、平成25年6月及び8月の2回にわたって、複数の職員による1人の利用者に対する支援上必要な行動制限において、やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合に必要な、その態様、時間、理由等を個別支援計画等に記録することが行われていないといった不適切な手続き・運用が確認された。

これは、支援施設基準条例第53条第2項及び支援事業基準条例第75条第2項に違反するものである。

- (5) 支援施設基準条例第4条第3項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと

ともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第3項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第4条第4項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、センター長（現常務理事兼センター長）、養育園施設長（当時）及びサブマネージャー（当時）は、平成24年1月に、養育園第2寮における虐待の目撃情報について相談を受けていたにも関わらず、具体的な対策を採らなかったことが確認されたことは、第1次勧告のとおりである。

さらに、施設長からの聴取において、施設長から、「平成24年1月に、虐待が目撃されたとされた4人から個別に聴取を行い、うち2人についてはその暴行を把握し個別に指導した。指導した結果改心してくれると期待した」との供述があった。

この2人のうち1人の職員は、今回の死亡事件に関わった5人のうちの1人（職員（A））であり、またもう1人の職員（F）は、この職員A及び5人のうちの別の1人（職員（C））とともに、「暴行に至るに当たり、影響を受けた」と供述されている者である。（なお、職員（F）が暴行をしたとの確認はしていない。）さらに5人のうちの残る3人の職員は、「他の職員が暴行を行っているのを見て、自分も暴行に至った」旨供述している。

また、常務理事（当時センター長）においても、施設長が虐待の目撃情報について調査及び対応をしている旨報告を受けていた。また、少なくとも職員（F）の虐待の目撃情報があることは具体的に把握していた。

以上を踏まえると、施設長においては、暴行を行った5人に対する管理監督はもとより、特に、平成24年1月に職員（A）及び職員（F）を一度注意した後も、特に注意深く当該職員を指導し、管理監督していれば、また、センター長においても、施設長を十分に指導し、管理監督していれば、今回のような事態を招かなかった可能性は否定できず、常務理事及び施設長の管理監督責任を認めざるを得ない。なお、施設長と共に調査等を行ったサブマネージャーにおいても、部下を指導・管理監督する立場にあり、その責任は免れないものである。

さらに、同常務理事は、養育園園長であった平成19年4月に、養育園第2寮の暴行事案について、比較的軽微な不適切な支援と判断し、県に事故報告していないことも確認されている。

以上を踏まえると、養育園において虐待防止体制が整備されていなかった、又は全く機能していなかったと断じざるを得ず、支援施設基準条例第4条第3項及

び第59条第2項並びに支援事業基準条例第4条第3項及び第41条第1項並びに児福基準条例第4条第4項及び第50条第1項のほか、協定書に基づく事故取扱内規にも違反するものである。

- (6) 協定書では「指定管理者は、県立施設の管理運営において事故が発生した場合は、障害福祉課通知による事故取扱内規等に基づき速やかにその事故を県に報告するものとする。」と規定されており、事業団から県に報告することになっている。

県へ事故報告書として提出されるものは、各施設長等が理事長や常務理事等へ説明した後、事務局マネージャーが県への提出の起案をし、事務局長、常務理事、理事長の決裁を経て、県に提出される。

しかるに、常務理事が、ゼネラルマネージャー（平成20年度から）又はセンター長（平成23年度から）時に、県に報告されなかった「過去の事故報告書4件（2件の暴行、1件の心理的虐待、1件の不適切な支援）」に関し、県へ提出しなかった理由について、理事長（当時）及び常務理事ほかから聴取したところ、2件の暴行事案については、両者から「県へ提出されていると思っていた。提出の有無の確認をしていなかったのは自身の事務管理上のミス」との旨の供述があった。さらに、「諭旨免職により事実上処分した」旨の供述があったが、本来職員の処分に当たっては、千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針に基づき、同事業団職員賞罰及び賠償審査委員会を経るなど、厳正な運用を図る旨指導してきたところであるが、同委員会を開催せずに、「諭旨免職による事実上の処分」が行われており、職員の処分に関し、適切な運用がなされていなかったことが確認された。

また、1件の心理的虐待事案については、「提出されていると思っていた」との供述と「当時心理的虐待という法律上の定義はなく必ずしも提出を要するものとは考えていなかった」との供述があり、1件の不適切な支援事案については、「県に提出を要しないものと考えていた」との供述があった。

これらのことは、協定書違反のみならず、結果として3件の虐待が確認されたところであり、更生園において虐待防止体制が整備されていなかった、又は機能が不十分であったと言わざるを得ず、支援施設基準条例第4条第3項及び第59条第2項並びに支援事業基準条例第4条第3項及び第41条第1項並びに児福基準条例第4条第4項及び第50条第1項の規定に違反するものである。

3 勧告事項

上記2のことについて、事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ、次のとおり改善措置をとるよう勧告する。

- (1) 支援施設基準条例第4条第2項及び支援事業基準条例第4条第2項を遵守し、更生園利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの

提供を実践すること。

- (2) 支援施設基準条例第4条第3項及び支援事業基準条例第4条第3項を遵守し、更生園利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制を整備すること。

人権擁護や虐待防止に関する実効性のある研修等を充実させるとともに、研修等の効果を職員全員に浸透させること。それでも集団研修のみでは実効性が上がらないと見込まれる個人に対しては、個別に、再教育のためのプログラムを作成し、個別指導・訓練を行うなどの実効性ある措置を講じること。

また、職員が行った暴行行為は、当然に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「虐待防止法」という。)第2条第7項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待であることを十分に認識し、虐待防止法第15条に基づく虐待の防止等のための万全の措置を講ずること。

なお、第1次勧告により、養育園に対して同様の措置をとるよう勧告したところであり、措置を講ずるに当たっては、袖ヶ浦福祉センター全体での体制整備を図ること。

- (3) 支援施設基準条例第59条第1項及び支援事業基準条例第41条第1項を遵守し、事故が発生した場合は、必ず県に連絡すること。また、事業団内での事故報告書の取扱い方法や進捗管理方法等について、職員に周知徹底すること。

- (4) 支援施設基準条例第53条及び支援事業基準条例第75条を遵守すること。つまり、利用者への身体拘束等行動制限が、例外的に許容されるのは、i 切迫性、ii 非代替制、iii 一時性の三要件を全て満たす場合に限られるが、これらを満たすか否かについては、施設として慎重に検討・決定した上で、個別支援計画に、身体拘束等行動制限の態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を原則として予め記録する必要があること、さらに、身体拘束等行動制限をした場合には、その都度、日時、内容などの必要な事項をサービス提供記録に記録する必要があること、というルールを遵守すること。

- (5) 県への事故報告書の提出について定めた協定書に基づく事故取扱内規を遵守すること。また、特に理事長及び常務理事におかれては、施設長等から報告を受けて県へ提出すべき事故報告書が、県に提出されているかどうかの進捗管理を行うこと。また、同内規に基づき、県に提出すべき事故が発生した場合は、事故の概要について、第一報として電話等で直ちに報告すること。

- (6) 暴行等を行った職員はもとより、その管理監督者等に対して処分又は指導を行うに当たっては、原則として、貴法人であれば、千葉県社会福祉事業団職員賞罰及び賠償審査委員会(以下「賞罰委員会」という。)等を開催し、公正中立かつ十分な審査を経た上で、対応を図ること。

また、上記2(1)の関係職員及び(5)の関係役職員(常務理事兼センター長、養育園施設長(当時)等)に係る事項に関して、賞罰委員会等を速やかに開催し、「千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針」等に基づき、関係

役職員に対して、厳正な措置を講じること。（なお、同処分方針については、本文中の「体罰」を「暴行」に改めるなど、所要の修正を行うこと。）措置を講じるに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

- (7) 当該施設の適正な運営や利用者の十分な処遇を確保するため、施設における新規利用者の受入れや、既に入所している利用者に対するサービスに係る計画の変更、職員の配置換え等を行うに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。特に、新規利用者の受入れに当たっては、当該利用者に対する職員等の支援体制について併せて協議すること。
- (8) 改善措置をとるに当たっては、理事長等においては、自ら支援現場に出向き、実際に現場で適正な運営や利用者の十分な処遇が確保されているか確認するとともに、職員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているか確認すること。

4 改善措置期限

平成26年2月24日（月）

5 改善報告書の提出

- (1) 様式4-2の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。
- (2) 改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。
- (3) 改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類（理事会議事録等）を併せて添付すること。
- (4) 改善措置結果報告書の提出期限は、平成26年2月28日（金）とする。
- (5) 前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。

指定障害者支援施設等に対する勧告について

千葉県障達第3489号
平成26年2月3日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長 近藤敏旦 様

千葉県知事 鈴木栄治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第48条第1項及び第3項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第24条の15第1項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第90号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第87号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があったので、下記のとおり、支援法第49条第1項第2号及び第2項第2号並びに児福法第24条の16第1項第2号の規定により勧告する。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第49条第3項及び児福法第24条の16第2項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第49条第4項及び児福法第24条の16第3項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第49条第5項及び児福法第24条の16第4項の規定によりその旨を公示する。

また、本事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ当座の措置として、緊急の勧告を行うが、今後の調査等により、追加の勧告等がありうる旨申し添える。

記

- 1 事業所（施設）名等及び立入検査等の実施日
法人名称 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
事業所(施設)名 ①アドバンスながうら

	②千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園
サービスの種類	①指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護・就労移行支援）、指定短期入所 ②指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所
立入検査実施日	①平成26年1月27日～31日 ②平成26年1月30日（追加分）

2 基準等違反事項

立入検査及び調査期日において、基準条例を遵守していないと認められた事項は、次のとおり。

- (1) 支援施設基準条例第4条第2項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第2項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、児福基準条例第4条第2項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、平成25年6月17日に、アドバンスながうらの職員が、利用者2名に対し、暴言を吐いていた（心理的虐待を行っていた）ことが確認された。

さらに、同職員は、平成24年3月頃及び平成25年夏頃の養育園配置時に、利用者に対し、それぞれ身体的虐待（暴行）を行っていたことが確認された。

これらは、著しく利用者の意思及び人格を軽視するものであり、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めるどころか、それとはかけ離れた不当な言動であり、支援施設基準条例第4条第2項、支援事業基準条例第4条第2項及び児福基準条例第4条第2項の規定に違反することは明白である。

また、同心理的虐待事案に関して徴求した事故報告書等により、平成25年6月以前に、同職員を含む4人の職員が、利用者に対して、必要以上に声を荒げるなどして支援に当たっていたことが確認された。同事案を受け、平成25年6月から翌7月にかけて、アドバンスながうら全職員に対して、虐待防止に係る研修が実施され、その後は、同様の言動が続いているとの証言はなく、改善がなされたものと考えられるが、支援施設基準条例等に基づき、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めるという点では、不適切な支援であったと言わざるを得ない。

- (2) 支援施設基準条例第4条第3項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人

権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第3項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第4条第4項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

また、支援施設基準条例第59条第1項では、「指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と、支援事業基準条例第110条第1項において準用する第41条第1項では、「指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

ア しかるに、理事長からの聴取により、前述（1）の平成25年6月の暴言（心理的虐待）の事故について、理事長は、「暴行とは異なり軽微であり、県へ報告する必要がない」旨判断し、県へ報告しなかった。したがって、県への事故報告書の提出はなく、また、理事会や評議員会に報告することもなかった。

このことからすると、理事長は、心理的虐待という報告すべき事故を県や理事会等に報告していない管理監督上の責任が認められることはもちろん、虐待防止に対する意識が低いと言わざるを得ない。

当該心理的虐待を行った職員は、異動後、養育園で暴行（身体的虐待）を行っており、このことからしても、当該心理的虐待は、当然に問題のある事故として捉えるべきものであり、当該事故について理事会等で協議の上、再発防止策の対策を講じていれば、二次被害（当該身体的虐待）を防ぐことができたのではないかと考えられる。

イ この点、当該心理的虐待を行った職員に対しては、適正な手続き（処分方針に基づく賞罰委員会の開催等）を経ることなく、口頭注意をし、また、「アドバンスながうらのみでは保護者との関係がまずい」旨の理由での養育園への配置換えのみでの、「事実上の処分」として、対応を図っていたことが確認された。

つまり、職員の処分に関し適切な運用がなされず、さらに、問題があった職員について、具体的には、実質的な処分や再発防止に向けた教育や研修等を行わずに、また、人事上の管理監督責任を有する理事長が決裁することなく、アドバンスながうらと養育園の施設長間協議及び袖ヶ浦福祉センター長の同意

により、養育園へ配置換えした結果、養育園で暴行が行われたということであり、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）全体の人事配置の在り方について検証し、改善する必要がある。

いずれにせよ、これらのことは、支援施設基準条例第4条第3項、支援事業基準条例第4条第3項及び児福基準条例第4条第4項の規定並びに支援施設基準条例第59条第1項及び支援事業基準条例第41条第1項の規定に違反するものである。

3 勧告事項

上記2のことについて、事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ、次のとおり改善措置をとるよう勧告する。

- (1) 支援施設基準条例第4条第2項及び支援事業基準条例第4条第2項を遵守し、利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供を実践すること。
- (2) 支援施設基準条例第4条第3項及び支援事業基準条例第4条第3項を遵守し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制を整備すること。

人権擁護や虐待防止に関する実効性のある研修等を充実させるとともに、研修等の効果を職員全員に浸透させること。それでも集団研修のみでは実効性が上がらないと見込まれる個人に対しては、個別に、再教育のためのプログラムを作成し、個別指導・訓練を行うなどの実効性ある措置を講じること。

また、2(1)のとおり確認された暴言及び暴行は、当然に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「虐待防止法」という。)第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」(心理的虐待及び身体的虐待)であることを十分に認識し、虐待防止法第15条に基づく虐待の防止等のための万全の措置を講ずること。

その際、貴法人の虐待防止委員会の見直しに当たって、障害福祉現場支援に精通した外部の第三者を委員に加えるなど、チェック機能の強化を図ること。

なお、これまでの貴法人に対する二次の勧告により、養育園及び更生園に対して同様の措置をとるよう勧告したところであり、措置を講ずるに当たっては、事業団全体での体制整備を図ること。

併せて、理事会及び評議員会への事故(虐待又はその疑義関係を当然に含む。)の付議の徹底等を含む理事会等による業務決定及び牽制機能の強化を図ること。

- (3) 支援施設基準条例第59条第1項及び支援事業基準条例第41条第1項を遵守し、事故が発生した場合は、必ず県に連絡すること。

特に、心理的虐待を含む虐待やいわゆる不適切な支援も当然に含め、県に提出すべき事故が発生した場合は、事故の概要について、第一報として電話等で直ちに報告すること。

- (4) 虐待が確認された職員に対して、賞罰委員会を速やかに開催し、「千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針」に基づき、厳正な措置を講じること。措置を講じるに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。
- (5) 当該施設の適正な運営や利用者の十分な処遇を確保するため、施設における新規利用者の受入れや、既に入所している利用者に対するサービスに係る計画の変更、職員の配置換え等を行うに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。特に、新規利用者の受入れに当たっては、当該利用者に対する職員等の支援体制について併せて協議すること。また、職員の配置換えに当たっては理事長までの決裁等の手続きの明確化を図ること。
- (6) 改善措置をとるに当たっては、理事長等においては、自ら支援現場に出向き、実際に現場で適正な運営や利用者の十分な処遇が確保されているか確認するとともに、職員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているか確認すること。

4 その他改善を要する事項

- (1) 今般の一連の問題に関し、保護者から貴法人に対し、随時、速やかな説明を求める声が多々上がっていることは、承知のとおりであり、貴法人が運営する各施設の利用者の保護者への説明及び情報提供を充実すること。充実するに当たっては、保護者説明会の開催やダイレクトメール等による情報提供はもちろんのこと、保護者の求めに応じ、保護者会名簿の作成や連絡網の作成への協力を努めること。

5 改善措置期限

平成26年3月3日（月）

6 改善報告書の提出

- (1) 様式4-2の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。
- (2) 改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。
- (3) 改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類（理事会議事録等）を併せて添付すること。
- (4) 改善措置結果報告書の提出期限は、平成26年3月7日（金）とする。
- (5) 前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団に対する勧告について

千葉県障達第3736号

平成26年2月21日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

理事長 近藤敏旦様

千葉県知事 鈴木栄治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第48条第1項及び第3項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第24条の15第1項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第90号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第87号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があり、これまでの3回の勧告において認定した社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）幹部の個々のケースの対応の不備による責任に加え、事業団全体の組織業務運営に係る管理責任が明らかになった。このことは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条に基づいて設置された千葉県社会福祉審議会の分科会である社会福祉事業団問題等第三者検証委員会（以下、「検証委員会」という。）においても指摘されており、早急に虐待防止体制の抜本的な改善を図る必要があることから、下記のとおり、支援法第49条第1項第2号及び第2項第2号並びに児福法第24条の16第1項第2号の規定により、追加的な勧告を行う。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第49条第3項及び児福法第24条の16第2項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第49条第4項及び児福法第24条の16第3項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第49条第5項及び児福法第24条の16第4項の規定によりその旨を公示する。

なお、今後の調査等により、追加の勧告等がありうる旨申し添える。

記

1 事業所（施設）名等及び立入検査等の実施日

法人名称	社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
事業所(施設)名	①千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園 ②千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園 ③アドバンスながうら
サービスの種類	①指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所 ②指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所 ③指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護・就労移行支援）、指定短期入所
立入検査実施日	①平成25年12月11日、18日～19日、25日～26日、平成26年1月3日～4日、1月30日 ②平成26年1月8日～10日、15日～17日、20日～24日 ③平成26年1月27日～31日

2 基準条例違反事項

現在、基準条例を遵守していないと認められる事項は、次のとおり。

支援施設基準条例第4条第3項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第4条第3項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第4条第4項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、昨年12月から本年2月にかけて実施した事業団が運営する施設に対する立入検査の結果等を精査した結果、事業団幹部について、これまでの3回の勧告において認定した個々のケースの対応の不備による責任に加え、事業団全体の組織業務運営に係る管理責任が明らかになった。組織業務運営に責任を果たせない現在の事業団幹部では、支援施設基準条例4条第3項、支援事業基準条例第4条第3項及び児福基準条例第4条第4項に基づく虐待防止体制が整備されず、各条例の規定の遵守が困難である。

なお、事業団幹部の組織業務運営等に係る責任については、「県の立入検査結果を基にした社会福祉事業団における虐待の背景についての考察（2月14日時点）」

(平成 26 年 2 月 14 日千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会)(別添 1)にも触れられている。また、同考察に基づく検証委員会の「緊急提言」(別添 2)においても、(1) 事業団内部における虐待防止に係る取組が不十分であり、また、(2) チェック体制が機能していないといった問題点があり、①事業団幹部の刷新、②職員の教育や意識改革といった(1) 虐待防止体制の整備・強化及び(2) 外部チェック体制の整備・強化といった改善策が提言されている。

さらに、県議会健康福祉常任委員会の調査においては、これらの改善策に加え、支援現場の処遇の改善について指摘されているところである。

3 勧告事項

上記 2 のことについて、支援施設基準条例第 4 条第 3 項、支援事業基準条例第 4 条第 3 項及び児福基準条例第 4 条第 4 項を遵守し、幹部の刷新、職員の人材育成・教育及び意識改革並びに支援現場の処遇改善により、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制が整備されるよう、具体的には、それぞれ次の改善措置をとるよう勧告する。

(1) 幹部の刷新

現在の事業団幹部の体制では、支援施設基準条例第 4 条第 3 項、支援事業基準条例第 4 条第 3 項及び児福基準条例第 4 条第 4 項に基づく、虐待防止体制の整備が困難であることから、理事長、前常務理事兼袖ヶ浦福祉センター長(現事務局参事)及び前養育園施設長(現事務局参与)といった幹部が、事業団の運営に関与しないことを含めた体制の整備を検討すること。

体制の整備に当たり、事業団の抜本的な改善を期し、代わりに、事業団外部からの行動障害等の支援に精通した人材の登用について検討すること。

また、事業団が運営する各施設又は事業所の現在の幹部職員(管理者以上)については、現に利用している人の処遇の確保を図る必要があることから、これらの幹部職員に代わる事業団外部からの職員の登用を検討し、登用した後に、その職を解くことについて検討すること。

なお、事業団外部からの役職員の登用に当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。当課においては、事業団における外部からの役職員の登用に当たって、千葉県知的障害者福祉協会等の協力を得ながら、候補者の紹介等に努める旨申し添える。

また、上記 2 で触れたとおり、一連の立入検査の結果等を精査した結果、特に理事長、前理事長、前常務理事兼袖ヶ浦福祉センター長、前養育園施設長等の幹部職員の組織業務運営等に係る管理責任が認められたところであり、これを踏まえ、理事長におかれては、関係幹部職員に対する措置・処分内容も勘案しながら、理事会において、自らの責任及び前理事長の責任を明確にすること。また、前常務理事兼袖ヶ浦福祉センター長、前養育園施設長等に対しては、賞罰委員会等を速やかに開催し、厳正な措置・処分を講ずること。

なお、理事長及び前理事長の責任を明確にするに当たっては、また、関係幹部職員に対して措置・処分を講じるに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

(2) 職員の人材育成・教育及び意識改革

一連の立入検査等において、現に多数の虐待が確認された養育園において、更生園と同様に、外部講師としてスーパーバイザー等による研修を実施し、実施に当たっては、勤務シフトの調整等により、全職員が受講できるような環境整備に努めること。

また、職場間での上司による部下に対する対話や指導等を通じて、適切な支援方法を共有し、特に若手職員や勤務年数が短い支援員に対して、行動障害への支援や虐待防止に係る教育を徹底すること。

さらに、小グループによる研修会や勉強会等の開催等を通じて、職員個人が課題や悩みを抱え込まず、報告・協力し合うことができ、意思疎通が円滑に図られる職場環境づくりに努めること。その際、幹部職員は職員に対して、改善に向けた基本理念や姿勢に関する訓示等を行うことにより、現場の改善意識を醸成すること。

(3) 支援現場の処遇改善

特に死亡事件のあった養育園第2寮の職員配置について、更生園第2の配置も参考にしながら、夜間も含め、職員配置を増やすとともに、支援スキルの高い職員を配置すること。また、養育園や更生園の各寮や、勤務時間帯毎に、業務に見合った給与体系とすること。

4 その他改善を要する事項

検証委員会の「緊急提言」(別添2)で指摘されているとおり、貴法人からのこれまでの事業報告や事故報告書等からは、虐待の事実が浮かび上がることはなかったため、福祉サービス第三者評価では、支援に関して概ね高評価が出るなど、第三者的視点から意味ある評価・指摘になっておらず、また、県の監査・モニタリングにおいても十分チェックすることができなかつたなど、外部チェック体制が機能し得なかつたところである。

現在、県において、外部の第三者を入れた実効性あるチェック・支援体制の整備・強化について検討しており、今後速やかに事業化を図ることとしているが、実施に当たっては、外部の第三者の派遣の受入れへの協力や、利用者への支援に当たっての連携等に努めていただきたい。

5 改善措置期限

平成26年3月31日(月)

6 改善報告書の提出

- (1) 様式4-2の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。
- (2) 改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。
- (3) 改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類(理事会議事録等)を併せて添付すること。
- (4) 改善措置結果報告書の提出期限は、平成26年3月31日(月)とする。
- (5) 前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。

千葉県袖ヶ浦福祉センターの利用者の適正な処遇と安全を確保するための緊急提言

平成26年2月14日
千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会

1 前提

- (1) センターのあり方（県における位置付け、運営形態等）については、平成15年以降のこれまでの見直しの経緯もあり、検証に時間を要するため、引き続き十分に調査を行った上で結論を出すこととする。
- (2) 一方で、現に施設に入所している利用者があり、その安全と適正な処遇を確保する必要があることから、当面（少なくとも上記の結論が出るまでの間）は、現在の社会福祉事業団の運営を抜本的に改善する必要がある。そこで、早急に改善すべき事項に関して、緊急提言を行う。

2 緊急に改善すべき問題点

- (1) 事業団内部における虐待防止に係る取組が不十分である。

具体的には、

- ア 事業団幹部は虐待に関する情報を一部得ていたものの、必要な対策を講じなかった
 - イ 事業団内の虐待防止委員会等が機能していなかった
- ということを挙げるができる。

- (2) チェック体制が機能していない。

具体的には、

- ア 事業報告やこれまでの事故報告等からは、虐待の事実が浮かび上がることはなかった
 - イ このため、福祉サービス第三者評価では、支援に関して概ね高評価が出るなど、第三者的視点から意味ある評価・指摘がなされる仕組みになっておらず、また、県の監査・モニタリングにおいても十分にチェックすることができていなかった
- ということを挙げるができる。

3 当座の緊急の改善策

- (1) 虐待防止体制の整備・強化

- ①事業団幹部の刷新【事業団外部からの行動障害等の支援に精通した人材の登用】
- ②職員の教育や意識改革【外部講師による研修・教育の徹底、改善意識の共有】

- (2) 外部チェック体制の整備・強化【外部の第三者からの実効性あるチェック】

例1) 利用者の全支援記録について定期的にチェックを行う外部の「パーソナルオンブズパーソン」（仮称）や、パーソナルオンブズパーソンの報告を受け、施設に対し改善提案を行う「スーパービジョン委員会」（仮称）の設置など。

例2) 利用者ごとの個別支援連絡会議（できれば保護者も含めたもの）を開催し、支援実績の報告・評価を行い将来的な計画を立案する。

※保護者から、人員減によるサービスの低下を懸念する声が出ていることから、民間事業者との連携による応援の受入れを進めつつ、地域資源との連携による家庭復帰や他の民間施設での受入れ、地域移行も視野に入れながら、個別利用者への支援体制の充実を図る。

参考資料6 袖ヶ浦福祉センター 運営形態比較表

項目	【現行制度（指定管理）】	【現行制度（指定管理）の運用改善の例】		【その他の運営形態の例】	
	公募・5年	公募・10年	非公募・5年	直営	民間移譲
○制度の形態（特徴）	○管理権限を指定管理者に委任するため、利用許可等の行政処分を含めて、すべての業務を指定管理者が行う。 ※法令上地方公共団体あるいは長に専属的に付与されたものは除く（目的外使用許可など）。			○支援員等は県で直接雇用する。 ○その他の業務（設備点検等）については、個別の業務ごとに委託契約を行う。	○県立施設としては廃止し、民間施設として運営されるよう民間団体に移譲する。（土地・建物を貸付又は譲渡）
○法的性格	○指定（行政処分的一种）により、施設管理権限を委任。			○私法上の契約関係。	—
1 管理権限	○指定管理者			○設置者たる地方公共団体	○移譲を受けた団体
(1)行政処分	○受託者が可。管理業務の効率化・迅速化が図られる。			○受託者は不可。県が直接処分を行うこととなる。	—
(2)管理基準等	○条例で定める。			○契約で定める。	—
2 コスト面					
(1)経費節減	○弾力的な人員配置、維持管理契約の一括化により、コスト削減が図られる。			○県の給料表が適用され、人件費が過大になる可能性あり。	—
(2)利用料金制	○採用可。指定管理者の収入とすることができ、サービス向上のインセンティブとなる。			○採用不可。県の歳入として使用料を徴収することになる。	—
(3)相手方決定	○議会の議決を経て決定。			○議会の議決は不要	○議会の議決は不要（土地・建物を譲渡する場合は、必要になることがある。）
4)契約期間	○議会の議決を経て決定。			○契約で定める	—
3 再委託	○可。一括契約や民間同士の契約により、コスト削減が図られる。			○原則として禁止されているが、書面により県の承諾を得た場合は可。	—
4 設置者としての責任	○地方公共団体			○地方公共団体	○移譲を受けた団体
利用者に損害を与えた場合	○協定に基づく危険負担表により、管理者として注意義務を怠ったことによるものは指定管理者負担、それ以外のは県負担。			○契約書により、委託業務の処置に関し発生した損害のために必要を生じた経費は受託者負担、その損害が県の責に帰する理由による場合は県負担。	○移譲を受けた団体の負担
5 適正な業務執行を確保するための県の関与					
(1)根拠	○地方自治法（県は受託者に対して、一般的に監督権限を有している。） ○社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法（県は指定事業者に対して、指導監査等の権限を有している。）			○雇用契約（県が支援員を指揮命令できる。）	○社会福祉法等に基づく権限は指定管理者制度と同様。
(2)監督権行使の手法	○指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ議会の議決を経るとともに、「選定手続き」、「業務の範囲」及び「管理の基準」をあらかじめ条例で定める。 ○指定管理者は、毎年度終了後、県に事業報告書を提出しなければならない。 ○毎年の管理運営状況を確認し、中間年度には、外部有識者による第三者評価を実施する。その結果、改善が必要な場合は適宜指示することができる。 ○社会福祉法等に基づき、条例に定める人員、設備及び運営に関する基準への適合状況等について、定期的に監査・指導を行う。適正な運営が行われていない場合は、勧告や、勧告に係る措置をとるよう命令することができる。			○雇用主である県が直接雇用するため、県が支援員を直接指揮命令できる。	○社会福祉法等に基づく権限は指定管理者制度と同様。
(3)実効性の担保	○県の指示に従わないとき等には、必要に応じ、指定管理者の指定の取消し等を行うことができる。 ○社会福祉法等に基づく基準に沿った適正な運営ができない場合等には、必要に応じ、障害者支援施設の指定の取消し等を行うことができる。			○指示に従わない場合は、雇用契約に基づき解雇できる。	○社会福祉法等に基づく権限は指定管理者制度と同様。

項目	【現行制度（指定管理）】	【現行制度（指定管理）の運用改善の例】		【その他の運営形態の例】	
	公募・5年	公募・10年	非公募・5年	直営	民間移譲
メリット	<p>○使用許可の実施、利用料金制など、受託者の裁量は広く、民間のノウハウを活かしたサービス向上、経営の効率化が行われる。</p> <p>○選定手続における公平性・透明性が確保できる。</p> <p>○管理運営業務について、定期的に見直す機会が確保できる。</p> <p>○受託者が次回の選定を意識し、緊張感を持った施設経営とそれに伴うモチベーションの向上が期待される。</p>	<p>○選定手続きにおける公平性・透明性が確保できる。</p> <p>○事業の継続性・安定性を確保できる。</p> <p>○利用者・保護者と職員との間の信頼関係の構築により、支援の質の向上が図られる。</p> <p>○ある程度、長期的な雇用の確保が図られる。</p> <p>○入所者の特性を踏まえた、計画的な人材育成が図られる。</p>	<p>○管理運営業務について、定期的に見直すことができる。</p> <p>○事業の継続性・安定性を確保できる。</p> <p>○利用者・保護者と職員との間の信頼関係の構築により、支援の質の向上が図られる。</p> <p>○長期的な雇用の確保が図られる。</p>	<p>○県が直接施設を運営するため、県の運営責任が明確になる。</p> <p>○施設運営に県の方針を直接反映できる。</p> <p>○職員が公務員となることで、長期的な雇用の確保が図られる。</p>	<p>○民間団体の責任において、より機動的・弾力的な運営が行われる。</p> <p>○県の財政負担が軽減される。</p>
デメリット	<p>○受託者の裁量が広いことから、業務のチェック体制を規定しているが、今回の袖ヶ浦福祉センターのように重大な事項が県に報告されないと、チェック体制が十分に機能しない。</p> <p>○指定期間の定めがあり、長期的な雇用の確保が困難。</p> <p>○利用者・保護者と職員との間の信頼関係の構築や、支援技術の蓄積・継承に困難が生じるおそれがある。</p>	<p>○管理運営業務について、定期的に見直すシステムを構築する必要がある。</p> <p>○公の施設のあり方の見直しを速やかに反映させることが難しい。</p> <p>○長期にわたる必要な委託料を見込むことが困難であるため、あらかじめ、仕様書に委託料の精算ルールを決めておく必要がある。</p> <p>○受託者の緊張感やモチベーションが維持されなくなるおそれがある。</p>	<p>○非公募とする客観的かつ合理的な説明がない場合、選定手続における公平性・透明性を十分に確保できない。</p> <p>○競合団体がないことから、サービス向上への創意工夫のモチベーションが上がりにくい。</p> <p>○受託者の緊張感やモチベーションが維持されなくなるおそれがある。</p>	<p>○意思決定や予算執行に関する法令等の縛りが強く、機動性・弾力性に欠ける。</p> <p>○施設の経営や利用者支援については、民間にノウハウのある分野であり、民間に委託した方が質の高いサービスが期待できる。</p> <p>○県のノウハウでは、専門職員の育成が困難。</p> <p>○身分保障、横並びの給与体系などにより、サービス向上への創意工夫のモチベーションが上がりにくい。</p> <p>○新たに多数の支援員等の職員を県が直接雇用することは、現実的に相当困難。</p>	<p>○これまでのような、県立施設としての県の方針を反映させられなくなる。</p> <p>○何らかの形で、現在の袖ヶ浦福祉センターの機能を担える民間施設を確保する必要があるが、現時点で直ちには困難。</p>
備考				<p>※設備点検や給食等、一部の業務を個別に委託することは可能。ただし、施設の主目的である利用者支援に係る業務を委託することは、管理者（県職員）が、支援員（委託先の団体の職員）を直接指揮することができないため、望まれない。</p>	

千葉県社会福祉事業団による管理運営を踏まえた袖ヶ浦福祉センター運営形態の選択肢案

本資料は、見直し期間中の運営形態の検討材料とするため検証委員会事務局（県）が作成し第7回検証委員会に提出

※指定管理については、現行の公募・「短期」（5年）とする他に、指定管理期間を「長期」、選定方法を「非公募」（一者指定）とする方法がある。

「短期」・「長期」は指定管理期間後に改めて事業者の公募選定手続きを行うことが前提となる。（袖ヶ浦福祉センターの指定管理の公募については、これまでの2期とも社会福祉事業団のみが応募し、採択された。）

「非公募」は事業者が再指定されることを前提としている。（非公募であっても、指定手続きの結果、事業者が再指定されないケースもありうる。）

施設運営に必要な視点 ※	事件時までの社会福祉事業団の状況	中間報告における「今後のあるべき姿、方向性」等	指定管理		直営	民間移譲	備考		
			公募					非公募	
			短期	長期					
I 利用者に対する基本姿勢 (サービス提供)	1 人権の尊重	1 一部職員は権利擁護に関する理解が不足しており、幹部職員も、虐待防止に向け、具体的な対策を採ろうという意識が欠けていた。	行動障害への支援や虐待防止に係る教育を徹底し、改善意識を共有	—	—	—	—	・組織固有の問題であり、管理手法による差は生じない。	
		2 虐待防止委員会においても、「なるべく報告しないようにしよう」という雰囲気も乗じて、虐待に関する案件が報告されず、事実上機能していなかった。	実効性のある研修により効果を全職員に浸透させ、上司は対話等を通じて、部下に効果が浸透しているか常時確認	—	—	—	—		
			利用者やその家族等からの苦情相談体制の確立・適正な運用	—	—	—	—		
	2 サービスの質の向上	1 平成18年度の人件費削減の際に中堅職員が大量退職し、一部職員に対する指導・教育が甘くなり、サービスの質に影響を与えた。	利用者にとって最も相応しい支援という基本的な視点・理念の共有	—	—	—	—		
		2 一部の職員に問題行動を抑える技術にしか関心・考えが及ばず、「いかにして利用者にとって相応しい支援を行うか」といった基本的な視点・理念が不足しており、不適切な支援を行うリスクが内在していた。	福祉職として自信が持て、研修目的が自覚できる実効性のある研修	—	—	—	—		
		3 研修を受けずに支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎知識がない職員が配置されていた。	個人の情報について記録も含め共有し、利用者の暮らしをどのようにしたらいいかといった視点で多面的なアプローチを行い、日々点検	—	—	—	—		
		4 日誌等の記録には、利用者の問題行動に関する記載があるが、それに対して支援者がどのように対応したか記載されていない場合が多かった。	職員同士が相談協力しあえる職場環境の醸成 個人が孤立し悩みを抱えないチーム編成	—	—	—	—		
		5 施設（寮）を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかった。	支援員の障害・医療的知識の向上とともに、施設内医療職と支援員のコミュニケーションの促進	—	—	—	—		
		6 各施設と診療室の連携が不十分であり、必要な受診の判断ができない支援員が存在した。		—	—	—	—		
	3 社会、地域との関係の継続	1 保護者会への情報提供が不十分で、その活性化にも非協力的であった。 2 強度行動障害の支援ノウハウの情報発信等による民間施設等との連携強化に係る取組が不十分であった。	保護者、関係機関や外部の専門職との連携を強め、より開放的な体制にする	△	○	○	○		・指定管理期間が短い場合、周囲との関係構築のインセンティブが働きづらい。
			日頃から外部医療機関との連携を強化する。	△	○	○	○		
			利用者の地域での生活の継続を重視した方針を掲げ、サービス提供に反映	△	○	○	○		
施設を活用した地域住民との交流、利用者の地域社会行事への参加支援			△	○	○	○			
4 生活・ケア環境の向上	1 外から鍵をかける建物・施設の閉鎖性、構造に問題がある。（保護者会での指摘）。	利用者にとって生活の場にふさわしい快適な生活環境の実現	△	○	○	○	・指定管理期間が短い場合、長期的に生活環境の改善を目指すことが難しい。 ・直営の場合、設備・備品の購入等を機動的に行うことは難しい。		
		利用者の安全に影響する設備・備品の整備	△	○	○	△		○	

施設運営に必要な視点	事件時までの社会福祉事業団の状況	中間報告における「今後のあるべき姿、方向性」等	指定管理		直営	民間移譲	備考		
			公募	非公募					
			短期	長期					
II 社会に対する基本姿勢 (社会等との関係構築)	5 地域福祉の推進	1 強度行動障害の支援ノウハウの情報発信等による民間施設等との連携強化に係る取組が不十分であった。	△	△	△	△	○		
	6 公益的取組みの推進	1 県立施設として、強度行動障害支援に先駆的に取り組んできた。	○	△	◎	◎	△	・長期の場合、県の施策変更等が反映されにくい。 ・非公募の場合、県の施策等を反映させやすい。 ・民間移譲の場合は、担保されない（法人の他の事業への偏重の恐れがある。）	
	7 説明責任（アカウントビリティ）の徹底	1 保護者会への情報提供が不十分で、その活性化にも非協力的であった。 2 県や外部委員会・外部評価機関に対しても虐待事案が報告されず、外部の視点・評価を適正に受けようという姿勢がみられなかった。	保護者、関係機関や外部の専門職との連携を強め、より開放的な体制にする	△	○	○	○	○	・指定管理期間が短い場合、周囲との関係構築のインセンティブが働きづらい。
			法人理念や事業活動等の社会・地域への発信	—	—	—	—	—	
8 行政との連携・協働	1 県立施設として、強度行動障害支援等に先駆的に取り組んできた。	民間施設では支援が困難な利用者の受け皿としての役割を担ってきたが、その達成については今後検証が必要	○	△	◎	◎	△	・長期の場合、県の施策変更等が反映されにくい。 ・非公募の場合、県の施策等を反映させやすい。 ・民間移譲の場合は、担保されない（法人の他の事業への偏重の恐れがある。）	
III 福祉人材に対する基本姿勢 (人材マネジメント)	9 トータルな人材マネジメントの実現	1 一部の職員に問題行動を抑える技術にしか関心・考えが及ばず、「いかにして利用者にとって相応しい支援を行うか」といった基本的な視点・理念が不足していた。 2 幹部が支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であったため、職員配置の問題も放置された。	事業理念の共有促進・リーダー人材のレベルアップ 利用者に相応しい支援を行うという視点を部下と共有・指導できるリーダーの育成	△	○	○	○	○	・指定期間が短い場合、人材育成のインセンティブが働きづらい。
			学校・養成校への周知、関係づくり	△	○	○	○	○	
			効果的な広報戦略	△	○	○	○	○	
	10 職員処遇の向上	1 センター全体の職員数は、法令上の基準を大きく上回っているが、適切な人員配置がされていなかった。 2 平成 18 年度の人件費削減については、従前が手厚すぎた面があり、削減の方向性は間違っていなかったと考えられ、削減後においても、他の施設と比べて低い水準ではない。	労務環境の適正化と組織の安定化 職員の資質や能力が活かされる人材育成を基本とする人事管理システム	○	○	◎	◎	△	・非公募・直営の場合、必要な処遇改善を仕組みやすい。 ・民間移譲の場合、指定管理料の支払いがなくなることの影響が出る可能性がある。
			処遇水準の適正性についての現状把握及び把握に基づく改善計画の作成	○	○	◎	○	△	
	11 働きがいのある職場の実現	1 各寮の業務・支援内容や時間帯、利用者の生活スケジュールに応じた適切な人員配置がされず、そういった支援環境について上司に相談しやすい職場環境ではなかった。 2 幹部が支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であったため、職員配置の問題も放置された。	職員の能力発揮・成長機会の提供 各施設の特性・業務時間帯等に見合った職員数の確保や支援スキルのある職員配置	△	○	○	○	○	・指定管理期間が短い場合、人材育成のインセンティブが働きづらい。
良好なコミュニケーションづくり 職員同士が相談協力しあえる職場環境の醸成 個人が孤立し悩みを抱えないチーム編成			△	○	○	○	○	・指定管理期間が短い場合、職場環境の醸成のインセンティブが働きづらい。	
12 職員の育成の充実	1 平成 18 年度の人件費削減の際に中堅職員が大量退職し、一部職員に対する指導・教育が甘くなり、サービスの質に影響を与えた。 2 行動障害に係る専門研修や虐待防止に関する研修が不十分だった。	適切な研修の実施 実効性のある研修体系の構築・プログラムの充実 外部講師研修を全職員が受講できる環境整備	△	○	○	○	○	・指定管理期間が短い場合、人材育成のインセンティブが働きづらい。	

施設運営に必要な視点	事件時までの社会福祉事業団の状況	中間報告における「今後のあるべき姿、方向性」等	指定管理		直営	民間移譲	備考		
			公募						
			短期	長期					
IV マ ネ ジ メ ン ト (組織マネジメント) に お け る 基 本 姿 勢	13 コンプライアンスの徹底	1 福祉サービスの第三者評価や指定管理者の選定・第三者評価などは、事業団の提出した書類や説明にのみ依拠して行われ、外部チェック体制や県のチェック体制が実質的に機能していなかった。	第三者評価の外部委員の現場確認、県による監査・モニタリングの強化など既存制度の適正な運用の強化	△	△	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・非公募の場合、県が必要とするチェックの仕組みを受け入れさせやすく、変更も比較的柔軟にできる。 ・直営の場合、外部評価が機能しづらい可能性がある。また、県によるチェックが働きづらくなる。 ・民間の場合、県によるチェックは担保されない。
		2 内部通報窓口だけでなく、市町村等への通報を前提とした虐待防止体制が作られていなかった。	市町村等への通報等虐待防止法の周知徹底	△	△	○	○	△	
	14 組織統治（ガバナンス）の確立	1 理事会などに事業団内で把握されていた虐待事案の報告がなされていなかった。 2 幹部が支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であった。	事故等の原因と防止策を理事会等へ報告し、再発防止策を協議	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・組織固有の問題であり、管理手法による差は生じない。
			理事会、評議員会等の組織統治機能（相互牽制）の強化	—	—	—	—	—	
			外部監査の活用等による事業経営の透明性の確保	—	—	—	—	—	
	15 財務基盤の安定	1 平成 18 年度の人件費削減については、従前が手厚すぎた面があり、削減の方向性は間違っていなかったと考えられ、削減後においても、他の施設と比べて低い水準ではない。	経営分析等による経営状況の適切な把握	△	○	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・直営の場合、財政基盤は安定するが、経営的な視点やコスト意識という視点（「将来の人件費増への計画的な対応」、「支援費単価の変動を踏まえた事業費の積算・事業戦略転換」、「リース契約等複数年契約の合理性・容易さ」、「小規模な修繕等執行の容易性」）が比較的弱い。 ・民間移譲の場合、指定管理料の支払いがなくなることの影響が出る可能性がある。
			適切な収益性の確保に向けた将来を見通した計画的かつ効率的な事業運営	△	○	○	△	△	
			職員全体のコスト意識を醸成するための取り組み	△	○	○	△	△	
	16 経営管理者の役割遂行	1 事業団幹部は、養育園第2寮における暴行に関する情報を一部得ていたが、必要な対策をとらなかった。 2 幹部が支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であったため、職員配置の問題も放置され、虐待防止体制が機能不全に陥った。	障害等に精通した幹部が現場の改善意識を醸成	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・組織固有の問題であり、管理手法による差は生じない。
			支援に全力で取り組める職員集団の育成を目指した人事管理	—	—	—	—	—	
			効率性の高い経営管理	△	○	○	△	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・直営の場合、効率性の高い経営管理という視点が比較的弱い。

※「社会福祉法人アクションプラン 2015」（全国社会福祉施設経営者協議会）における「社会福祉法人に求められる 16 の取組課題」を基に作成

県立施設に特有の視点

		事件時までの社会福祉事業団に対する県の状況	中間報告における「今後のあるべき姿、方向性」等	指定管理		直営	民間移譲	備考	
				公募					
				短期	長期				
V 県の基本姿勢	17 チェック体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの第三者評価や指定管理者の選定・第三者評価・県の指導監査などは、事業団の提出した書類や説明にのみ依拠して行われ、外部チェック体制や県のチェック体制が実質的に機能していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価の外部委員の現場監察の実施 県による監査・モニタリングの強化等既存制度の適正な運用の強化 外部専門職（パーソナルサポーター）の派遣による支援状況・運営状況の確認及び改善 支援連絡会議の開催・外部専門職からの報告等を受け、当面、第三者委員会にスーパーバイズ機能を担わせ、指導監督を実施 	△	△	○	△	—	<ul style="list-style-type: none"> 非公募の場合、県が必要とするチェックの仕組みを受け入れさせやすく、変更も比較的柔軟にできる。 直営の場合、外部評価が機能しづらい可能性がある。また、県によるチェックが働きづらくなる。 民間の場合、県によるチェックは担保されない。
	18 責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 袖ヶ浦福祉センターは、県の管理権限のもとで民間団体に具体的な管理運営業務を委託する「管理運営制度」から、平成18年度に、民間団体に包括的に管理運営権限を委任する「指定管理者制度」に移行した。 指定管理者制度には、幅広く申請を募る「公募」方式と、公募によらず運営団体を指定する「非公募」方式があるが、指定の期間は、施設の設置目的やサービスの継続性・安定性等を踏まえ、それぞれの施設にとって適切な期間を設定することとなる。 現在、県は、センターの運営について「指定管理者制度」を採用し、県の一般的な方針に則り、「公募」方式によって管理者を選定し、指定期間を「5年」としてきた。 	指定管理者制度の導入・運用が受託者たる事業団の法人運営に与えた影響を踏まえ、県の関わり方・責任を明確にしながら、いかに安定的かつ質の高いサービスを提供できるかといった観点から、検討する。	△	△	○	◎	—	<ul style="list-style-type: none"> 民間移譲の場合、県の設置責任は発生しない。 非公募の場合、県の選定責任が強く問われる。

参考資料 7 事件後の利用者への対応の状況（平成 26 年 8 月 1 日時点）

① パーソナルサポーターの派遣

平成 26 年 3 月から、パーソナルサポーターとして、相談支援専門員の資格を持つ者 5 名を養育園第 2 寮の利用者 5 名に対し派遣している。

パーソナルサポーターは、センターに赴き利用者の生活環境を把握するとともに、センターの支援員と支援状況プランについて協議し、利用者に対する支援の質の向上を図った。また、パーソナルサポーターからの改善の提言を県において取りまとめ、センターに対し活用するよう通知した。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 支援記録等に対する記名の徹底 | 2. 支援記録への日常生活全般の記載 |
| 3. 食事時の見守り方法の改善 | 4. 利用者の入浴の確保 |
| 5. 幹部職員による現場状況の把握 | 6. 食事の提供方法の改善 |
| 7. 個別支援計画への本人希望等の記載 | 8. 施設内の清掃等の徹底 |

センターからは上記の 8 つの提言を活用し改善をすすめているとの回答を得た。

また、一部の利用者については、パーソナルサポーターによる移行候補施設の提示や施設体験時の同行など、地域移行に向けた環境整備も図られている。

② 千葉県知的障害者福祉協会からの応援職員の派遣

県の依頼により、事件発覚直後の平成 25 年 12 月から、利用者の適正な処遇を確保するため、千葉県知的障害者福祉協会に加盟している県内障害者支援施設の職員がセンターに応援職員として派遣されている。

応援職員はセンターにおいて支援業務に従事するとともに、センター職員への支援に関する助言、センターにおける支援の現況報告等により利用者の適正な処遇の確保に貢献している。

派遣開始日	平成 25 年 12 月 14 日（土）	～	6 名
	平成 26 年 1 月 14 日（火）	～	8 名
	平成 26 年 4 月 1 日（火）	～	2 名

③ 職員の派遣

事件発覚直後の平成 25 年 12 月から、県障害福祉課職員を交代で派遣して常駐体制を敷き（平成 26 年 3 月までは土日祝日を含めた毎日の日中、4 月以降は土日休日を除き毎日の日中）、施設内の巡回等を行い、利用者の処遇の状況について確認している。

参考資料 8 事件後の保護者説明会等の開催状況

1 県主催

期 日	概 要	参加家族数・参加者数
平成 26 年 3 月 15 日	養育園第 2 寮保護者説明会	養 育 園 (10・12)
平成 26 年 3 月 29 日	袖ヶ浦福祉センター保護者説明会 (第 1 回)	養 育 園 (14・16) 更 生 園 (44・57)
平成 26 年 8 月中 *予定	袖ヶ浦福祉センター保護者説明会 (第 2 回)	養 育 園 更 生 園

2 事業団主催

期 日	概 要	参加家族数・参加者数
平成 25 年 12 月 13 日	養育園保護者説明会 (第 1 回)	養 育 園 (23・25) そ の 他 (・ 4) ※
平成 25 年 12 月 15 日	家族会合同説明会 (養育園除く)	更 生 園 (37・60) アドバンス (33・40) 児童デイ (28・32) そ の 他 (15・24) ※
平成 26 年 1 月 15 日	更生園保護者説明会 (第 1 回)	更 生 園 (25・30)
平成 26 年 1 月 26 日	養育園保護者説明会 (第 2 回) *県同席	養 育 園 (23・30)
平成 26 年 1 月 26 日	更生園保護者説明会 (第 2 回) *県同席	更 生 園 (38・49)
平成 26 年 2 月 8 日	かずさ支援システム家族説明会 *県同席 (第 1 回)	アドバンス (10・12) そ の 他 (3・ 4) ※
平成 26 年 6 月 15 日	養育園保護者説明会 (第 3 回) *県同席	養 育 園 (11・14)
平成 26 年 8 月中 *予定	かずさ支援システム家族説明会 *県同席 (第 2 回)	アドバンス そ の 他

※12月13日 その他4名は、児童相談所の職員

※12月15日 その他15家族24名は、代宿地域支援センター、ジョブくらなみの家族

※2月8日 その他3家族4名は、代宿地域支援センターの家族

社会福祉事業団 保護者会等の開催状況

H26 7.31 現在

期日	養育園	期日	更生園	期日	アドバンスながうら
		4/17 (木)	○家族会役員会 (5 家族 5 名)	4/20 (日)	○家族会役員会 (6 家族 6 名)
5/24 (土)	○親の会役員会 (5 家族 6 名)	5/1 (木)	○家族会補修 ボランティア (5 家族 6 名)	5/6 (火)	○家族会総会 (21 家族 25 名)
		5/11 (日)	○家族会総会 (44 家族 54 名) * 総会後に懇談 会実施		
6/15 (日)	○保護者会・ 親の会総会 (11 家族 14 名)	6/1 (日)	○保護者会補修 ボランティア (8 家族 9 名)	6/14 (土)	○ふれあい活動 体験(31 家族 34 名) *利用者の日々の活動 に保護者が参加し、 毎日食している昼食 を食べるなどして保 護者同士の交流の場 とする。
		6/16 (月)	○保護者会役員 来園 (検察見学) (1 家族 1 名)		
		6/24 (火)	○保護者会役員 来園 (そよかぜ荘見学) (1 家族 1 名)		
		7/1 (火)	○保護者会補修 ボランティア (7 家族 8 名)	7/5 (土)	○家族会環境整備 (AM) (12 家族 13 名) ○若手職員との懇 談会 (PM) (2 家族 2 名) (職員 8 名)
		7/24 (木)	○「代宿地域支援 センター」見学会 *保護者会主催 (14 家族 17 名)		

○更生園、アドバンスともに、事業団側主催の説明会は実施していない。事業団（施設）側からの説明及び報告は、「家族会総会」の一部で行っている。

【養育園】

- ・「親の会役員会」、「親の会総会」は、親の会主催、「保護者会」は養育園（事業団）の主催

【更生園】

- ・5/11「家族会総会」で、名称を「家族会」から「保護者会」へ変更
- ・「保護者会補修ボランティア」は、主に施設内のカーテン等の補修活動

【アドバンス】

- ・「家族会環境整備」は、家族会と職員が合同で、敷地内の草刈り、ごみ拾い等の環境整備

社会福祉事業団による養育園保護者説明会(県障害福祉課同席)における主な意見

(H26. 1. 26)

- 事件の背景として、勤務体制に問題はなかったか。徹夜明けでも数時間の仮眠で目をこすりながら勤務しているのを1年間で何回か目撃している。十分な賃金・余暇・リフレッシュなど、働く人達が人間らしい生活ができているのか、まず、そこをクリアしないとイケない。職員の待遇改善のための折衝の場や現場の不満を吸い上げて改善する場所が必要。
- スキルが求められる職場で、机上の勉強では対応できない。民間で受け入れてくれない子たちが集まっていることを踏まえて、経験・スキルの持った人を配置して欲しい。福祉センターではスタンダードだと思っていたことが、民間から見れば古臭いものもある。外部からの意見を聞くのが大事。4月以降どうなるのか、あいまいな答えしかない。心配している。
- 事業団の体制の特質、事件の背景が明らかになるように外部の第三者も入れて調査をしてほしい。その都度、保護者に開示してほしい。
- 虐待防止委員会があったのか。体の状態をちゃんと確認していたのか疑問だ。
- 支援員は気持ちの優しい人がなっていると思うが、そういう人でもこのような事件を起こしてしまうということではないか。それを食い止めるために、声を上げる場所があったのか。
- 支援のあり方によって子どもたちの問題行動が多くなるのではないか。支援員の質が落ちたのではないか。
- 上司に意見を言うと職を失うのではないかと思う気の弱い人もいる。先輩だから上の者だからその人の言うことを聞け、という考えを変えていかなければ、またこのような事件は起こる。
- 事件が起こる前に幹部や県に報告していたらこんなことにならなかったのではないか。
- アットホームな雰囲気のある寮もあり、子供も喜んでいる。職員にもなついていて、預けてよかったと思う。

社会福祉事業団による更生園保護者説明会(県障害福祉課同席)における主な意見

(H26. 1. 26)

- 利用者がどういう支援を受けているか、改善されるまで現場を何度も見てほしい。現場を見て、利用者の視点に立って、保護者の意見を聞かないと問題は解決できない。
- 職員が辞めてしまったら利用者はどうなるのか。園の責任者はこれからも一生懸命やってもらいたい。辞めるのであれば、虐待がなくなるような指導をしてから辞めてもらいたい。
- ベテランが給料のいい他の施設に行ってしまう、30代、40代がいなくなったのではないか。他施設との給料の違いに問題はないか。
- 指定管理者制度になった時、40%くらいが契約社員になった。利用者は障害の重い人が増える一方で、支援員は契約社員が増えていることが、今回の事件と関係があるのではないか。
- 虐待のチェックシートがあれば職員の助けになる。マニュアルを県で整備してほしい。それが、利用者や支援者を守ることになる。
- 組織は競争原理と風通し。保護者が足しげく通って職員と話すことで風通しが良くなる。競争原理については、一つの施設だけではなくて、県内の他の施設と色々な支援方法を模索して、情報交換したりして、より良い支援方法を見つけてほしい。
- 保護者はセンターに何か言うと施設を追い出されるのではという考えは捨てて、もっと自分の子をよく見て、ことが小さいうちにセンターと話し合っていくべき。
- なぜ報道されたあそこに入れているのかと言われ、まるで無責任な親のような目でみられることがあり辛い。
- 就職先がないから介護(障害福祉)でもしようかという気持ちでやってほしくない。3か月以上やってみて、やれないなら辞めてほしい。保護者は見てくれているのはありがたいが、暴力振るってまで見てほしいとは誰も思っていない。
- 家族会の名簿はこれまでなく、すべて園にお任せだった。名簿をつくって家族会独自で総会や研修会を行うことも考えたい。

社会福祉事業団によるアドバンスながうら等保護者説明会(県障害福祉課同席)
における主な意見

(H26. 2. 8)

- 職員が単独で支援していくことによりかなりの精神的なストレスがかかっていると思う。1人が対応する利用者の人数には限界があるので、人員確保は難しいかも知れないが、特に夜勤、早番、遅番の人員確保に努めてほしい。
- 強度行動障害の方への支援は難しく、意思の疎通も難しい。それを1人に責任や仕事を全部負わせたのがおかしい。職員同士のコミュニケーションを図り、その方にあった支援について情報共有することが必要。
- 現場で働いている職員のメンタルケアを継続的に行うことが必要。職員の不安が解消されれば、自然と施設の中の雰囲気も変わると思う。職員がリラックスして仕事できるように、また、利用者が楽しく過ごすことができるように、改善の努力をしてもらいたい。
- 虐待とまではいかないが、多少手を上げるのはやむを得ないのではないか。小さい問題を一つずつ出してどうこういう問題ではない。事件が10年間もないこと自体がおかしい。あって当たり前だが、それが許される範囲なのかそうでないのか、しっかり把握して、すぐ対応することが必要。何かあったら必ず表に出し、何らかの手を打つことが絶対に必要。そのような施設になってほしい。
- 別の民間施設でうまくいかなくなって(事業団の)施設に移ってきたが、(事業団の)一部の施設はすごく開けていて、親としてはこれ以上安心なことはないと思うくらい子どもが良い状態である。子どもがよい状態で一生過ごせることが全ての親の願い。安心して生活している親もいることを励ましに、先に向かって頑張ってもらいたい。
- 一部の施設は開けていないと感じている。全ての施設が、開けていて、施設もあまりない施設であれば、親はもっと安心。
- 事業団にも、一生懸命やって、福祉の手本になるような情熱を持っている職員がいるのに、暴行した一部の職員と同じような目で見られていることが気の毒。改善のためには、職員だけがこうすべき、事業団だけがこうすべき、県がこうすべき、親がこうあるべき、という問題ではなく、皆が話し合い、うまくコミュニケーションを持ちながら、考えていく必要がある。
- 今回の事件は最悪な事態であるが、改善のためにも、逆に、最大の好機と捉えて、これを機会に、県と施設が忌憚のない話し合いをして、大きく改善してもらいたい。

袖ヶ浦福祉センター保護者説明会の際にいただいた御意見・要望（概要）

(H26. 3. 29)

- 第三者検証委員会中間報告に「今後のあるべき姿、方向性」があり、これらが全てできれば、本当にまた蘇って素晴らしい施設になるんじゃないかと期待している。
- 本来ならば、こういう事件があれば、他の施設に行きたいが、それができない状況なので、何とか千葉県社会福祉事業団、センターにいい方向に持って行っていただきたい。
- 「今後のあるべき姿、方向性」は、時間をかけてでも、全てやって欲しい。
(⇒県・事業団ともに検討し、袖ヶ浦福祉センターが改善・再生するよう、県としても進捗管理していく旨回答)

- 外から鍵をかける建物・施設の閉鎖性、構造で、暴行がエスカレートしたのでは。
- 鍵をかけることにより、職員が試行錯誤して適切な支援を考える機会を奪ったのでは。
(⇒今後、開放的な施設にするための環境整備を検討していく旨回答)

- 同じ社会福祉事業団の施設でありながら、更生園と養育園の横のつながりがなく、更生園の虐待防止対策が養育園にまで及ばなかったのでは。
(⇒養育園、更生園、さらに診療室の縦割りを是正し、横のつながり、情報共有がなされるよう改善していく旨回答)

- 当面の改善計画の中に、いくつか「何らかの要領に定めます」とあるが、要領や規程を定めれば改善が図られるのか。
(⇒各種要領に関してルールを明確化するとともに、ルールどおりに実質的に機能しているか進捗管理していく旨回答)

- センターには多数の利用者がいるのに、診療室は専属の医師の下で内科をやらなくなったことが問題なのではないか。
(⇒過去（平成24年度）から、利用者の精神的ケアを重視し、内科医ではなく精神科医が常勤しているが、今後まず診療室と園の職員との連携を促進し改善したい旨、回答)

- ここ県立施設でこれだけのことが起きており、知事にも、一度来てもらいたい。
(⇒知事は、新役員による新しい事業団が発足して、しかるべき時期に訪問したいという意向を持っている。今までは、警察の捜査、県の立入検査、検証委員会の現地調査があり遠慮していた旨、回答)

- 職員の配置について、処分、退職、解雇等されているが、補充がされ、十分な支援ができていいのか。
(⇒職員の解雇等あり、今年度末退職の職員はやや多く若干不足するので、一部事業を

整理・統合し、来年度の事業に必要な職員の確保を行い、また、福祉協会からの応援を得てサービスが低下しないように対応していく、また、養育園第2寮については、なるべく経験者、少なくとも養育園の経験者で配置した旨、回答)

○虐待防止委員会のルールも確立してなかった、ということで、虐待防止委員会に外部の第三者を加えて強化を図るということだが、具体的な人選や、開催予定は。

○虐待防止委員会は外部の方に委託して欲しい。県から独立した機関で作るべき。

(⇒事業団内に設置される虐待防止委員会において、各支援員から正しい報告を受けて討議することも重要で、4月からの新たな役員に、外部の第三者に誰を入れるか紹介を受けながら、進めていきたい旨回答)

○新しい理事は、知的障害者福祉協会の方だけでなく、その他の人も入れるべきでは。また、事業団出身者がいることは問題ないか。

(⇒支援のプロに、ということで、県も福祉協会にお願いをし、推薦を得て、特に行動障害に精通した人が入った、また、千葉県障害者総合支援協議会の副会長、また保護者の立場で育成会からの推薦、権利擁護の観点で検証委員会からの推薦で弁護士が入り、県全体で県立施設を支えていくというメンバーとなっている旨回答)

(⇒今回、行動障害に精通した点、また、県のモデル事業、研修事業を現在実施・企画しているメンバーであり、また、サービスを良くするために事業団の職員の士気も高めることを期待している旨回答)

○内部告発文書によれば、1992(平成4)年に、複数の職員が体罰を行ったとされている。その15人の職員はその後どうなったか。

○内部告発文書は県にも届いているが、県は責任を現場に押しつけ、OBを含む県の責任は明確にされていない。92年からの県の監督責任を明らかにすべき。

(⇒平成4年の体罰の内部告発文書について、その時の調査結果として、平成15年に、一部の体罰を認定して処分の勧告を出した。その他内部告発文書で名前を挙げられた者について、当時調査をし、今回も調査をしたが、その者が体罰・暴行した、という認定はしていない旨回答)

(⇒今回はこのような事態を受けて、立入検査を行って、現場の職員だけではなく、県の退職者についても責任を認定し、勧告し、責任をとるという措置がなされた旨回答)

(⇒県立施設の設置者として、県にも責任があり、中間報告でも県の指導監督をもっと積極的に、という指摘があり、今後そのようにしていかなければならず、今後二度とこのようなことが起こらないように対応し、信頼を回復したい旨回答。)

○県の施設で、事業団が運営するという、このシステムのメリットが感じられず、責任の所在がはっきりしない。県が運営することはできないか。

(⇒事業者管理運営を委託(委任)する指定管理者制度の中で、委託(委任)者としての指導監督が十分でなかったのではないかと、もっと積極的にあるべきだったという

指摘を得ているので、改善していく旨回答。また、現在の指定管理者制度の改善に向けて、県が直接運営するという事について、県にノウハウがあるか、公務員を雇えるかという難しい問題もあるが、選択肢としては議論していく旨回答)

○県立施設で研修がしっかり行われていなかったが、県が具体的な指示はできないのか。
(⇒通常の指定管理委託の中では、県に具体的な研修内容までは求められなかったが、今回の件を受け、具体的なスーパーバイズ、外部の研修という提案があり、具体的に県も踏み込んだ勧告をし、今後は研修の報告も、全職員が研修を受講しているということまで、県の方でも確認をするような、監査モニタリングを強化していく旨、回答)

○処分が退職金が出る諭旨退職となったは、県は身内に甘いと感じるがどうか。
(⇒本来定年になる者が前倒しで諭旨退職という措置で、また停職3か月、さらに自主返納も求めており、事実上二重、三重の処分であり、職員は労働基準法も適用されるので、事業団において、弁護士や社労士と協議して出した最大限のものと承知している旨回答)

○以前の保護者説明会でも、虐待防止のために、共用部分に防犯カメラを設置して欲しい、という声があったが、真剣に考えてもらいたい。
(⇒新しい役員や検証委員会にも問題提起しながら検討したい旨回答)

○虐待したと疑義のある方が疑義のままできて、まだその職員が働いていることが不安である。
(⇒疑義の解消がされるまで県は調査し続けるが、可能性があるので、リーダー・管理者が特別によく見て、適切な支援が行われているか、集中管理している旨回答)

○診療記録や投薬記録などが、家族や職員・支援員全体、医療職、誰もが一目で見てわかるような、情報共有のシステムを作って欲しい。

○支援員は記録を付けることに追われて、多忙にならないよう、記録のシステム化により合理化できるところは合理化して、支援に力を注げるような形にしていきたい。
(⇒投薬管理も含めて、一元的に情報を把握し、保護者の方にも提供していくあり方について現在検討しており、改善していく旨回答)

(⇒諸々の相談記録や支援記録について、もっと合理的なものにして、保護者等と共有でき、支援員が支援に集中できるようなシステム作りについて、民間施設から来る新役員にも提起し、改善を働きかけたい旨回答)

参考資料 9

入所利用者の状況

養育園
平成26年5月1日現在

① 措置・契約別人数

	措置	契約	計
措置・契約別	54	17	71
割合	76.1%	23.9%	100%

② 障害程度別人数

障害程度区分	女性	男性	計	割合
①	3	15	18	25.4%
①の1	0	1	1	1.4%
①の2	0	1	1	1.4%
A-1	5	10	15	21.1%
A-2	0	0	0	0.0%
B-1	2	5	7	9.9%
B-2	5	19	24	33.8%
療育手帳なし	1	4	5	7.0%
	16	55	71	100%

③ 入所理由別人数

入所理由	女性	男性	計	割合
養育困難	1	20	21	29.6%
養育能力不足	5	15	20	28.2%
養育困難かつ養育能力不足	0	2	2	2.8%
虐待（虐待・養育放棄）	10	18	28	39.4%
	16	55	71	100%

※養育困難：児童の障害の程度が重く、家庭で養育することが困難

養育能力不足：保護者の養育能力が不十分であり、家庭で養育することが困難

④ 保護者との関係

保護者との関係	女性	男性	計	割合
月1回程度の定期帰省実施	0	8	8	11.3%
毎月の面会・外出実施	1	5	6	8.5%
年に数回の面会・外出実施	1	6	7	9.9%
年に1～2回の帰省実施	3	16	19	26.8%
帰省・面会なし	5	17	22	31.0%
家族と連絡が取れない	6	3	9	12.7%
	16	55	71	100%

入所利用者の状況

更生園

平成26年5月1日現在

① 措置・契約別人数

	措置	契約	計
措置・契約別	0	89	89

② 障害程度別人数

障害程度区分	女性	男性	計	割合
障害程度区分 6	15	43	58	65.2%
障害程度区分 5	10	16	26	29.2%
障害程度区分 4	2	3	5	5.6%
障害程度区分 3	0	0	0	0.0%
計	27	62	89	100.0%

③ 入所理由別人数

入所理由	女性	男性	計	割合
支援困難	27	62	89	100.0%
ネグレクト	0	0	0	
被虐待	0	0	0	
計	27	62	89	100%

④ 保護者との関係

保護者との関係	女性	男性	計	割合
月1回程度の定期帰省実施	5	9	14	15.7%
毎月の面会・外出実施	3	8	11	12.4%
年に数回の面会・外出実施	5	8	13	14.6%
年に1～2回の帰省実施	4	2	6	6.7%
帰省・面会なし	9	33	42	47.2%
家族と連絡が取れない	1	2	3	3.4%
計	27	62	89	100%

参考資料 10

千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園強度行動障害支援事業について

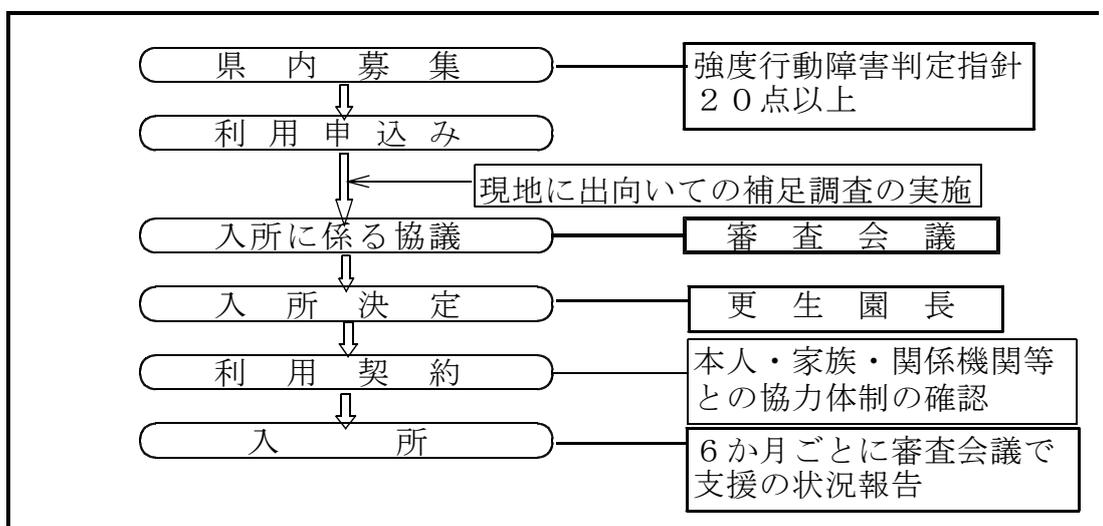
1. 概要

強度行動障害（※）のある障害者に対して、袖ヶ浦福祉センター更生園の強度行動障害支援棟において、心理の専門家によるスーパーバイズ等を受けた支援スキルの高い支援員による手厚い配置での専門的手法による支援を実施する。

事業利用期間は原則3年間で、その間に行動を改善し、民間施設への復帰・地域移行を目指す。

※自傷や他傷、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異食等の食事問題や排泄面の問題等極めて特異な行動を頻繁に示し、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題を指す。

2. 入所までの流れ



※現在、平成26年1月24日の勧告により受入れは県との個別協議になっており、1月24日以降受入れは行っていない。

3. 事業の経緯

○平成16年7月1日 強度行動障害支援事業開始

そよかぜ荘開設（順次 男性4名支援開始）

12月 さつき寮開設（順次 男性8名支援開始）

*既存の建物を改修して受入れ

○平成17年3月 ひまわり荘開設（順次 女性3名支援開始）

○平成18年6月 ひまわり荘に、さらに女性1名支援開始

*新たなユニットを改修して、ひまわり荘を2ユニットとする

○平成20年2月 さつき寮対象者1名（男性）病死

6月 さつき寮に欠員分の1名支援開始

○平成23年1月 さつき寮対象者1名（男性）退所。在宅へ

11月 さつき寮に欠員分の1名支援開始

○平成25年6月 ひまわり荘対象者1名（女性）病死

8月 そよかぜ荘対象者1名（男性）更生園第1支援グループへ移寮

平成26年7月1日現在の対象者数

	対象者数		計
	男性	女性	
そよかぜ荘	3		3
さつき寮	8		8
ひまわり荘 A棟 B棟	-----	1 2	3
計	11	3	14

*支援期間3年を限度とするが、14名中13名が利用開始から3年以上経過している。

4. 対象者の状況（平成25年8月の審査会議での判定時点）

- A区分 2名 改善が難しく、更生園での継続支援が必要な方
- B区分 8名 改善は認められるが、他の民間施設では受け入れが困難と思われる方
- C区分 4名 改善が認められ、一定の環境と支援体制（※）が整備されれば他の民間施設での受け入れが可能と思われる方

※一定の環境と支援体制

審査会議（事業団）で提言する環境整備

○人員配置

- ・利用者の行動特性や行動特徴等による配置職員数の確保

○建物設備

- ・安全に配慮した建物設備（強化ガラスやアクリルガラス、保護材、施錠等）
- ・小集団の居住環境
- ・個室の提供

○支援内容

- ・利用者の特性を基にした専門的な支援
- ・日中活動や余暇活動の設定

*対象者一人ひとりの障害特性や行動特徴が異なるため、それぞれの項目の配慮の度合いは異なる。

5. 平成20年度までに事業団が行った移行に向けた取組み

○平成19年度

- ・県内入所更生施設53か所あてに、受入れ検討を依頼する文書を送付。
- ・事業対象者のセンター入所前の民間施設（2か所）を訪問、受入れ検討を依頼し、支援の状況説明を実施。

○平成20年度

- ・移行が可能と思われる者について、入所更生施設を訪問、受入れ検討を依頼し、支援の状況説明を実施。
- ・視覚障害のある対象者について、療護施設を訪問、受入れ検討を依頼し、支援の状況説明を実施。

*民間施設での状況説明に対して、いずれも、配置職員数の確保や生活環境整備の面で、民間施設からは受入れ困難との回答。

6. 平成21年度以降の移行に向けた取組み

平成21年度からは、県、事業団、知的障害者福祉協会による強度行動障害のある方への支援のあり方検討会において、移行について検討することとなった。

○検討会の経過

平成21年度から検討会を開催し、平成22年度は強度行動障害に関する県内の実態調査を実施した。

更生園から民間・地域移行をただちに行うことが困難との議論となり、平成23年度以降、当面は、民間も含めた千葉県全体における強度行動障害者の支援というテーマで検討し、その後に、更生園から民間への移行について検討することとした。

平成24年度に県モデル事業として、強度行動障害のある方への支援体制構築事業（※1）を予算化し、平成25年度にグループホームを整備の上、平成26年度からグループホームへの入居を開始した。また、平成25年度に県単事業として、強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業（※2）を予算化し、平成26年度から開始した。

※1 強度行動障害のある方への支援体制構築事業

強度行動障害のある方が地域で生活できるように、障害特性に応じた、構造の工夫をしたケアホーム（現グループホーム）の整備費用とそのホームで生活する方を支援する生活支援員を配置するための費用を一体的に助成し、強度行動障害のある方への支援方法を検証する。

※2 強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業

強度行動障害のある方への支援を適切に行うために、県内全域に強度行動障害に対する専門的知識・ノウハウを有する人材を確保することとし、強度行動障害のある方の受入先の整備・地域移行の推進を図るためにも、民間入所施設の支援員を対象とした体系的・専門的な研修事業。

障害保健福祉圏域別強度行動障害者数
(平成22年度強度行動障害実態調査による)

平成22年4月1日時点

	圏域名	施設数	入所者数	構成市町村
1	千葉圏域	0	0	千葉市
2	船橋圏域	2	20	船橋市
3	柏圏域	1	6	柏市
4	習志野圏域	1	8	習志野市・鎌ヶ谷市・八千代市
5	市川圏域	0	0	市川市・浦安市
6	松戸圏域	0	0	松戸市・流山市・我孫子市
7	野田圏域	1	3	野田市
8	印旛圏域	4	28	白井市・印西市・成田市・富里市・八街市・佐倉市・四街道市・酒々井町・栄町
9	香取圏域	4	15	香取市・東庄町・神崎町・多古町
10	海匝圏域	3	23	匝瑳市・旭市・銚子市
11	山武圏域	0	0	山武市・東金市・大網白里市・芝山町・横芝光町・九十九里町
12	長生圏域	1	10	茂原市・長柄町・長南町・睦沢町・白子町・一宮町・長生村
13	夷隅圏域	2	4	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
14	安房圏域	0	0	鴨川市・館山市・南房総市・鋸南町
15	君津圏域	5	43	袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市
16	市原圏域	3	10	市原市
	合計	27	170	

※ 通所・短期入所等を含めると、強度行動障害者入所施設等全体で34施設、利用者は191人。

調査対象

調査は平成22年4月1日現在において、各施設において入所(短期入所を含む)または通所している「障害のある方(児童を含む(以下同じ))」のうち行動障害の顕著な方(「強度行動障害判定基準」(平成16年2月6日障発0206003号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)で13点以上19点以下かつ行動障害の内容の区分のうち5点と思われる項目が2つ以上と思われる方及び20点以上と思われる方)について行った。

強度行動障害のある方への支援体制構築事業

1 事業の目的・概要

強度行動障害（注1）のある方が地域で生活できるように、障害特性に応じた、構造の工夫をしたケアホーム（現グループホーム）の整備費用とそのホームで生活する方を支援する生活支援員を配置するための費用を一体的に助成し、強度行動障害のある方への支援方法を検証することとし、平成24年度予算で事業化。

（注1） 自傷や他傷、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異食等の食事問題や排泄面の問題等極めて特異な行動を頻繁に示し、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題を指します。

2 事業内容

【事業期間】 平成25年度から27年度まで（26年4月1日開所※）

【事業実施法人】 （福）菜の花会（24年度に公募により選定）

※利用者（定員）4人のグループホーム。4人は同法人内の入所施設から転居。

（1）ケアホーム整備補助

【補助対象経費】 強度行動障害のある方が居住するケアホームを創設するための経費

【補助対象者】 強度行動障害者を受け入れている施設を既に運営している社会福祉法人

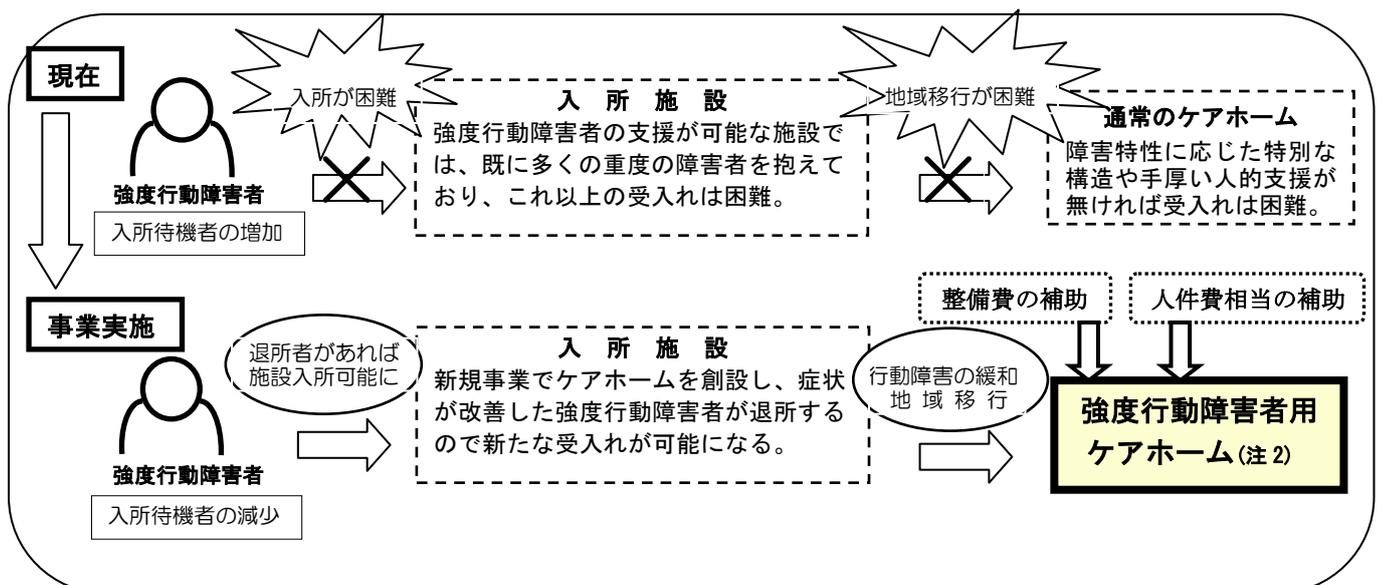
【負担割合】 国 1/2、県 1/4、設置者 1/4

（2）生活支援員配置補助

【補助対象経費】 強度行動障害のある方が居住するケアホームの運営に係る加算措置として、生活支援員を配置するための経費

【補助対象】 市町村

【負担割合】 県 1/2、市町村 1/2



（注2）強度行動障害者の特性に適した構造の工夫（壁や窓等の材質、トイレ、風呂等の複数配置等）や、熟練した支援員によるケア機能を有するケアホーム。

強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業

1 事業の目的・概要

強度行動障害※のある方への支援を適切に行うために、強度行動障害に関する専門的知識を有する人材を確保するとともに、施設支援員に対して、強度行動障害についての理解を深め、また、専門性を高めるための研修等を実施することが必要。

このため、強度行動障害のある方の地域移行の推進・受入先の整備を図るためにも、民間施設で支援に携わる職員を対象とした体系的な研修を実施。

※強度行動障害

自傷や他傷、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異食等の食事問題や排泄面の問題等極めて特異な行動を頻繁に示し、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題を指します。

2 事業内容

(1) 受講者

県内の民間障害者支援施設（入所施設）の支援員16名（うち養育園から1名、更生園から1名）

（16箇所の障害保健福祉圏域ごとに1名を想定。⇒各圏域における中核的な人材の養成を目指す。）

養育園から開始

（受講者以外の職員も参加）

(2) 研修内容等

受講者は、座学を年間13日間受講し、別途、勤務先施設において専門性の高い講師による実地指導を年間8日間受講。

《研修の主な内容（予定）》

- ① 基礎研修（行動障害に関する基本的な知識の講義）
- ② 臨床実習（支援現場での巡回指導、ミーティング）
- ③ 事例検討
 - ・事例検討による特性の理解
 - ・仮説と支援立案のトレーニング
 - ・データミーティング、レポートの作成
- ④ 他県の先行事例についての講習
- ⑤ 公开发表会（研修を終えた受講者の意見交換会）

《研修修了者の役割》

研修修了者は、習得した知識や支援のノウハウを、勤務先施設や各圏域に周知する。

《期待される効果》

県内の入所施設における強度行動障害のある方への支援のレベルが向上するとともに、支援のすそ野が広がる。

3 実施方法

強度行動障害のある方への支援のノウハウや実績を有する団体（（福）菜の花会）に委託して実施。

参考資料 1 1 都道府県立施設における強度行動障害のある方への支援状況

H 2 5 . 4 . 1 現在

強度行動障害児（者）が利用する都道府県立施設数

全 54 施設

指定管理：34 施設 公 募：18 施設（5 年×14 施設、10 年×4 施設）

非公募：16 施設（3 年×3 施設、5 年×12 施設、7 年×1 施設）

直 営：20 施設

① 強度行動障害児（者）が利用する都道府県立施設があり優先的な支援を実施

16 都府県 33 施設

都府県	施設数	施設運営（※委託：管理委託、指管：指定管理）		
		形態	形態の変更	指定管理施設特記事項
千葉県	2	指管2	委託→指管2	公募(5年) 今後、第三者検証委員会の検証結果を踏まえ検討
宮城県	3	指管3	委託→指管3	公募(5年) 県立施設・指定管理のあり方を総合的に検討中
山形県	6	直営3 指管3	委託→指管3	公募(5年)
茨城県	1	指管1	委託→指管1	公募(5年)
群馬県	1	直営1	—	—
埼玉県	1	指管1	委託→指管1	非公募(5年) 外部有識者による検証委員会を設置
東京都	2	指管2	委託→指管2	非公募(3年) 今後民間移譲を基本とする
神奈川県	6	直営2 指管4	直営→指管2 委託→指管2	公募(10年)
新潟県	1	直営1	—	—
石川県	2	指管2	直営→指管2	公募(5年)
山梨県	1	指管1	直営→指管1	公募(5年) 外部有識者による検討会を設置予定
京都府	1	指管1	委託→指管1	非公募(5年)
大阪府	2	直営1 指管1	委託→指管1	非公募(5年)
鳥取県	1	指管1	委託→指管1	非公募(5年) 施設移譲を含めた対応を今後検討予定
広島県	1	指管1	委託→指管1	非公募(5年)
香川県	2	直営1 指管1	委託→指管1	非公募(7年)

② 強度行動障害児（者）が利用する都道府県立施設があるが、優先的な支援なし
12 都県 21 施設（※東京都と新潟県と鳥取県は 1 との重複あり。）

都府県	施設数	施設運営（※委託：管理委託、指管：指定管理）		
		形態	形態の変更	指定管理施設特記事項
福島県	1	直営1	—	—
東京都	1	指管1	委託→指管1	非公募(3年)
新潟県	2	直営1 指管1	直営→指管1	公募(5年)
富山県	2	直営2	—	—
長野県	2	指管2	委託→指管1 直営→指管1	1施設公募(5年)、1施設非公募(5年) 公募した施設について次回募集方法を 検討予定
岐阜県	6	指管6	委託→指管6	非公募(5年)
静岡県	1	直営1	—	—
愛知県	1	直営1	—	—
滋賀県	1	直営1	—	—
奈良県	1	直営1	—	—
鳥取県	1	直営1	—	—
佐賀県	2	直営2	—	—

強度行動障害のある方への支援を行っている都道府県立施設における職員数と給与の状況

(注)職員数は平成25年4月1日時点。

福祉型障害児入所施設と障害者支援施設が一体的に運営されており、職員の区分が難しい場合は、定員が多い施設の方に合わせて掲載した。(同数の場合は福祉型障害児入所施設に計上。)

1. 福祉型障害児入所施設

	施設	職員数(常勤換算後) ／基準配置	正規職員 比率	H24平均給与(年額)(千円)		
				正規職員	平均年齢 (H24.4.1)	非正規 職員
指定管理	養育園	2.14	76.1%	4,520	33.7歳	2,143
	A施設	1.42	47.9%	3,579	把握なし	2,728
	B施設	4.04	63.2%	5,124	46.7歳	2,791
	C施設	3.39	75.2%	4,563	把握なし	3,488
	D施設	2.05	89.7%	7,140	49.3歳	3,021
	E施設	2.59	73.2%	5,729	把握なし	把握なし
	F施設	1.37	76.2%	5,728	44.7歳	2,334
	G施設	把握なし	57.1%	4,884	36.3歳	1,956
	単純平均	2.48	68.9%	5,250	—	2,720
直営	H施設	4.00	61.8%			
	I施設	3.83	63.5%			
	J施設	4.00	66.0%			
	K施設	2.23	76.9%			
	L施設	2.43	77.6%			
	M施設	把握なし	69.8%			
	N施設	3.19	61.5%			
	O施設	1.38	66.7%			
	P施設	2.90	76.5%			
	Q施設	2.09	91.7%			
	R施設	1.25	93.9%			
	S施設	1.86	73.3%			
	T施設	2.94	70.9%			
	U施設	3.13	50.0%			
	V施設	3.19	83.1%			
	W施設	2.15	56.7%			
X施設	3.28	96.8%				
単純平均	2.74	72.7%				

2. 障害者支援施設

	施設	職員数(常勤換算後) ／基準配置	正規職員 比率	H24平均給与(年額)(千円)		
				正規職員	平均年齢 (H24.4.1)	非正規 職員
指定管理	更生園	2.33	71.5%	4,657	36.7歳	2,010
	1施設	1.31	44.1%	4,552	把握なし	2,090
	2施設	2.43	66.3%	5,243	把握なし	1,799
	3施設	1.17	58.0%	4,856	45.9歳	1,937
	4施設	1.08	63.0%	4,896	44.6歳	1,565
	5施設	0.98	69.8%	4,481	46.0歳	1,866
	6施設	1.09	43.2%	5,111	45.6歳	1,739
	7施設	1.07	51.4%	5,014	42.7歳	1,805
	8施設	2.28	64.9%	5,656	45.0歳	2,570
	9施設	1.36	57.5%	5,190	45.3歳	2,465
	10施設	1.48	76.0%	4,563	把握なし	3,488
	11施設	1.77	70.6%	4,563	把握なし	3,488
	12施設	把握なし	77.7%	4,662	把握なし	1,179
	13施設	把握なし	79.3%	4,849	把握なし	1,642
	14施設	把握なし	98.0%	5,268	把握なし	4,378
	15施設	1.52	75.6%	7,261	52.1歳	2,374
	16施設	2.32	44.4%	把握なし	把握なし	把握なし
	17施設	1.08	55.1%	把握なし	把握なし	把握なし
	18施設	1.16	64.6%	把握なし	把握なし	把握なし
	19施設	1.92	91.2%	把握なし	把握なし	把握なし
	20施設	1.89	52.7%	5,729	把握なし	把握なし
	21施設	1.66	47.4%	4,130	39.1歳	2,013
	22施設	2.54	45.9%	4,519	41.1歳	1,769
	23施設	1.58	56.8%	3,935	33.3歳	1,872
	24施設	1.69	55.4%	4,045	39.7歳	1,778
	25施設	1.78	54.8%	4,214	38.5歳	1,885
	26施設	1.45	51.4%	4,616	42.3歳	1,917
	27施設	把握なし	40.0%	4,572	45.8歳	2,040
	28施設	把握なし	69.8%	3,387	把握なし	3,093
	29施設	1.08	61.2%	4,532	45.3歳	1,976
	30施設	1.96	48.6%	5,765	48歳	1,873
	31施設	1.14	61.9%	6,044	52歳	1,919
単純平均	1.57	61.2%	4,876	—	2,174	
直営	32施設	把握なし	73.0%			
	33施設	1.09	58.0%			
	34施設	1.57	96.6%			
	35施設	2.14	59.4%			
	36施設	2.36	69.3%			
	単純平均	1.79	71.3%			

参考資料 1 2

障害保健福祉圏域別知的障害者・児入所施設数及び定員数（H26.3.31現在）

1. 障害者入所施設

	圏域名	施設数	定員数	重度区分の 障害者数	重度区分者 100人当たり定員	構成市町村
1	千葉圏域	8	373	1,740	21.44	千葉市
2	船橋圏域	2	143	930	15.38	船橋市
3	柏圏域	1	86	651	13.21	柏市
4	習志野圏域	3	170	722	23.55	習志野市・鎌ヶ谷市・八千代市
5	市川圏域	1	80	958	8.35	市川市・浦安市
6	松戸圏域	2	130	1,235	10.53	松戸市・流山市・我孫子市
7	野田圏域	2	100	314	31.85	野田市
8	印旛圏域	11	531	1,256	42.28	白井市・印西市・成田市・富里市・八街市・佐倉市・ 四街道市・酒々井町・栄町
9	香取圏域	6	335	299	112.04	香取市・東庄町・神崎町・多古町
10	海匝圏域	5	310	425	72.94	匝瑳市・旭市・銚子市
11	山武圏域	1	50	534	9.36	山武市・東金市・大網白里市・芝山町・横芝光町・ 九十九里町
12	長生圏域	3	132	342	38.60	茂原市・長柄町・長南町・睦沢町・白子町・一宮町・ 長生村
13	夷隅圏域	3	150	210	71.43	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
14	安房圏域	4	215	374	57.49	鴨川市・館山市・南房総市・鋸南町
15	君津圏域	11	590	760	77.63	袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市
16	市原圏域	5	290	572	50.70	市原市
	合計	68	3,685	11,322	32.55	

2. 福祉型障害児入所施設

	圏域名	施設数	定員数	重度区分の 障害児数	重度区分児童 100人当たり定員	構成市町村
1	千葉圏域			556	0.00	千葉市
2	船橋圏域			296	0.00	船橋市
3	柏圏域	2	42	229	18.34	柏市
4	習志野圏域			218	0.00	習志野市・鎌ヶ谷市・八千代市
5	市川圏域	1	70	292	23.97	市川市・浦安市
6	松戸圏域			439	0.00	松戸市・流山市・我孫子市
7	野田圏域			83	0.00	野田市
8	印旛圏域	1	59	358	16.48	白井市・印西市・成田市・富里市・八街市・佐倉市・ 四街道市・酒々井町・栄町
9	香取圏域	1	50	58	86.21	香取市・東庄町・神崎町・多古町
10	海匝圏域	1	20	93	21.51	匝瑳市・旭市・銚子市
11	山武圏域			98	0.00	山武市・東金市・大網白里市・芝山町・横芝光町・ 九十九里町
12	長生圏域	1	30	100	30.00	茂原市・長柄町・長南町・睦沢町・白子町・一宮町・ 長生村
13	夷隅圏域			32	0.00	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
14	安房圏域			54	0.00	鴨川市・館山市・南房総市・鋸南町
15	君津圏域	2	130	184	70.65	袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市
16	市原圏域			143	0.00	市原市
	合計	9	401	3,233	12.40	

※この表でいう重度区分とは療育手帳の障害程度がA以上の者

参考資料 1 3

福祉型障害児入所施設への入所者数 (各年度5月1日時点：県内児童相談所管轄分)

年度	入所人数	入所人数内訳(上段:入所人数・下段:割合)								
		ア 県内民間施設			イ 県外施設			ウ 養育園		
		計	契約	措置	計	契約	措置	計	契約	措置
H23	298人	209人	63人	146人	11人	9人	2人	78人	18人	60人
		100.0%	30.1%	69.9%	100.0%	81.8%	18.2%	100.0%	23.1%	76.9%
H24	267人	189人	46人	143人	6人	5人	1人	72人	18人	54人
		100.0%	24.3%	75.7%	100.0%	83.3%	16.7%	100.0%	25.0%	75.0%
H25	276人	194人	44人	150人	4人	3人	1人	78人	18人	60人
		100.0%	22.7%	77.3%	100.0%	75.0%	25.0%	100.0%	23.1%	76.9%
H26	273人	198人	37人	161人	4人	3人	1人	71人	17人	54人
		100.0%	18.7%	81.3%	100.0%	75.0%	25.0%	100.0%	23.9%	76.1%

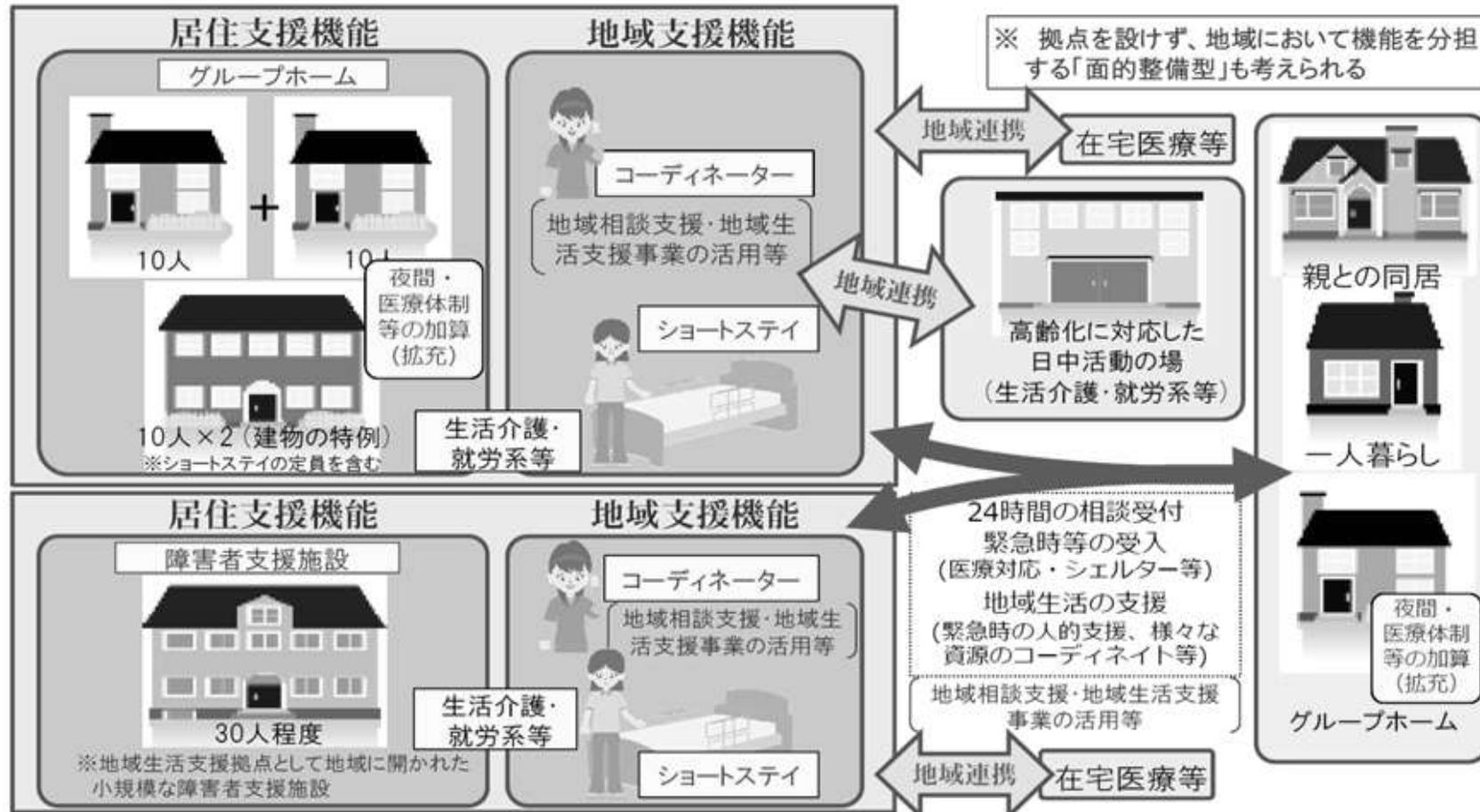
参考

福祉型障害児入所施設の待機児童数(平成25年4月1日時点)

17名

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団 役員名簿

平成26年4月1日現在

役員名	氏名	備考
理事長	田中 齋	社会福祉法人 千葉県社会福祉事業団 理事長 (※)
理事	小林 勉	社会福祉法人菜の花会 しもふさ学園 施設長
理事	相馬 伸男	社会福祉法人いちいの会 くすのき苑 施設長
理事	宮代 隆治	社会福祉法人さざんか会 理事長
理事	泉 幸江	千葉県手をつなぐ育成会 権利擁護委員会 副委員長
理事	佐久間 水月	弁護士
監事	中原 強	社会福祉法人大久保学園 大久保学園常務理事兼学園長
監事	鈴木 竹男	公認会計士

※袖ヶ浦福祉センター長兼更生園施設長兼養育園施設長兼事務局長

参考資料 16 千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会委員名簿
(平成26年8月7日現在)

(敬称略)

氏名	役職等	職種等
◎ さとう しょういち 佐藤 彰一	千葉県障害者虐待防止連携協議会副会長 弁護士 国学院大学法科大学院教授 千葉県障害者総合支援協議会権利擁護部会長	弁護士
むらやま その 村山 園	千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会委員長	当事者 (保護者) [知的障害]
おおや しげる 大屋 滋	千葉県自閉症協会会長 旭中央病院脳神経外科部長	当事者 (保護者) [発達障害]
はやさか ゆみこ 早坂 裕実子	千葉県知的障害者福祉協会権利擁護委員会委員長 (福) まつど育成会法人統括施設長	事業者 (知的障害) [発達障害]
さいとう かつみ 齋藤 勝美	千葉県社会福祉協議会副会長 千葉県地域福祉支援計画推進協議会委員長	事業者 (福祉全般)
しが としかず 志賀 利一	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園研究部長	学識経験者

◎：座長

参考資料 17 第三者検証委員会の検証経過について

平成 26 年 1 月 17 日	<p>第 1 回検証委員会開催</p> <p>○検証項目（案）及び今後の進め方（案）について</p> <p>○以下の資料を基に意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査結果を踏まえた現時点の評価 ・死亡事件時の経過と事業団職員による対応 ・センターにおける虐待又はその疑義の状況について 等
平成 26 年 1 月 31 日	<p>第 2 回検証委員会開催</p> <p>○検証事項の論点（素案）について</p> <p>○以下の資料を基に意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育園・更生園における児童相談所・市町村面会記録 ・事業団による養育園・更生園保護者説明会における主な意見 ・県知的障害者福祉協会からの応援派遣職員の報告 等
平成 26 年 2 月 6 日	<p>現地調査（佐藤座長、村山委員、大屋委員、志賀委員）</p> <p>○センター役職員からの聴取、視察等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制について幹部から聴取 ・利用者への医療支援、医療職と支援員との連携等について診療室から聴取 ・養育園及び更生園視察 ・記録等の閲覧
平成 26 年 2 月 10 日	<p>第 3 回検証委員会開催</p> <p>○検証事項の論点（修正案）について</p> <p>○以下の資料を基に意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育園看護師の配置数 ・診療室科別常勤・非常勤医師数 ・利用者の健康診断の状況 ・事業団によるアドバンスながうら等保護者説明会における主な意見 等
平成 26 年 2 月 14 日	<p>千葉県袖ヶ浦福祉センターの利用者の適正な処遇と安全を確保するための緊急提言</p> <p>○事業団の運営を抜本的に改善するため、早急に改善すべき事項に関する緊急提言</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 虐待防止体制の整備・強化 <ul style="list-style-type: none"> ①事業団幹部の刷新【事業団外部からの行動障害等の支援に精通した人材の登用】 ②職員の教育や意識改革【外部講師による研修・教育の徹底、改善意識の共有】 (2) 外部チェック体制の整備・強化【外部の第三者からの実効性あるチェック】
平成 26 年 2 月 20 日	<p>外部支援体制のあり方に関する P T（佐藤座長、田中委員）</p> <p>○「緊急提言」における外部チェック体制の整備・強化の具体化に向け、県が開催した関係者会議に参加</p>
平成 26 年 2 月 25 日	<p>現地調査（佐藤座長、大屋委員）</p> <p>○死亡事件について搬送先医療機関の医師等からの聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ①今回の事件の事実関係（来院までの状況、来院後の状況） ②死亡後の状況（警察通報判断、死亡検案書の内容等） ③障害児者の受診について

平成 26 年 3 月 3 日	<p>第 4 回検証委員会開催</p> <p>○「検証事項の論点」の各事項に対する各委員の意見について</p> <p>○以下の資料を基に意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の専門職を入れた利用者一人ひとりに対する支援の充実（外部チェック・支援体制の整備強化案） ・指定管理者制度について ・指定管理者制度・直営（業務委託）比較表 ・利用者の受診及び服薬に係る保護者への伝達について 等
平成 26 年 3 月 8 日	<p>パーソナルサポーター派遣に係る打合せ会合（佐藤座長）</p> <p>○県、パーソナルサポーター候補者、事業団等による事業化に向けた打合せ会合に参加</p>
平成 26 年 3 月 15 日	<p>養育園第 2 寮の改善に係る保護者説明会（佐藤座長、村山委員、大屋委員、田中委員）</p> <p>○袖ヶ浦福祉センターに係る県の対応、パーソナルサポーターの派遣、養育園第 2 寮の改善状況に係る説明会に参加し、保護者の意見を聴取</p>
平成 26 年 3 月 17 日	<p>第 5 回検証委員会開催</p> <p>○中間報告（素案）について</p> <p>○事業団幹部から運営改善状況及び当面の運営計画について聴取</p>
平成 26 年 3 月 24 日	<p>第 6 回検証委員会開催</p> <p>○中間報告（案）について</p>
平成 26 年 3 月 24 日	<p>現地調査（大屋委員）</p> <p>○センター職員からの聴取</p>
平成 26 年 3 月 25 日	<p>千葉県社会福祉事業団による千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件問題、同事業団のあり方及び同センターのあり方について（中間報告）</p>
平成 26 年 3 月 29 日	<p>県立袖ヶ浦福祉センター利用者の保護者説明会（佐藤座長、村山委員、大屋委員、田中委員）</p> <p>○袖ヶ浦福祉センターでの虐待事件に係る県の対応と第三者検証委員会からの中間報告、袖ヶ浦福祉センターの当面の改善計画に係る説明会に参加し、保護者の意見を聴取</p>
平成 26 年 4 月 18 日	<p>第 7 回検証委員会開催</p> <p>○理事会が刷新されたことによる千葉県社会福祉事業団の新体制について</p> <p>○保護者と民間事業者に対する転所希望・受入れの可否等のアンケートの実施について</p>
平成 26 年 5 月 8 日	<p>パーソナルサポーター派遣に係る打合せ会合（佐藤座長、大屋委員、志賀委員）</p> <p>○県、パーソナルサポーター等によるパーソナルサポーターの派遣内容の報告等の打合せ会合に参加</p>
平成 26 年 5 月 13 日	<p>袖ヶ浦福祉センター利用者の保護者及び県内居住系事業者に対してアンケートを実施</p>
平成 26 年 5 月 20 日	<p>第 8 回検証委員会開催</p> <p>○診療室のあり方について、専門家ヒアリングを実施</p> <p>○過去の県監査担当者に対するヒアリングの実施について</p>
平成 26 年 6 月 5 日	<p>過去の監査・モニタリングの県担当者ヒアリング（佐藤座長、村山委員）</p>

	○平成 14 年度及び平成 15 年度の県健康福祉部が行った監査等、平成 21 年度から平成 25 年度の君津健康福祉センター監査指導課の監査及び平成 22 年度から平成 25 年度の指定管理者モニタリングについて、当時の職員にヒアリングを実施
平成 26 年 6 月 20 日	第 9 回検証委員会開催 ○過去の県監査担当者に対するヒアリングの結果について ○千葉県社会福祉事業団理事長による平成 26 年度改定事業計画書案の報告
平成 26 年 6 月 23 日 ～6 月 27 日	過去の監査・モニタリングの県担当者追加ヒアリング（佐藤座長指示により、座長指示項目について県担当者がヒアリング） ○平成 14 年度の県健康福祉部が行った監査等の結果の非公表、平成 23 年度から平成 25 年度にかけての君津健康福祉センターと県障害福祉課の情報共有状況について、当時の職員にヒアリングを実施
平成 26 年 7 月 16 日	第 10 回検証委員会開催 ○千葉県社会福祉事業団理事長による事業団理事運営会議における議論状況の報告 ○最終報告（答申）構成（案）について
平成 26 年 7 月 30 日	第 11 回検証委員会開催 ○最終報告（素案）について
平成 26 年 8 月 5 日	第 12 回検証委員会開催 ○最終報告（案）について
平成 26 年 8 月 7 日	千葉県社会福祉事業団による千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件問題、同事業団のあり方及び同センターのあり方について（最終報告）

※上記の他にも、各委員において資料等を確認し、検証作業を行った。